

会報

第 129 号

◇エッセー

シルクロード——研究支援の道 名古屋工業大学長 太田 正光

■諸会議事要録

理事会

総 会

事務連絡会議

第 1 常置委員会

第 2 常置委員会

第 4 常置委員会

第 5 常置委員会

第 6 常置委員会

学術情報特別委員会

教員養成制度特別委員会

入試改善特別委員会

特別会計制度協議会

■要望書

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

■資 料

「大学審議会大学教育部会における審議の概要」についての意見

「大学審議会大学院部会における審議の概要」についての意見

大学における文献複写と著作権の問題についての見解

国立大学協会

平成 2 年 8 月

会報

平成2年8月 第129号

第40卷第3号通巻第129号

平成2年8月号

国立大学協会

●エッセー

シルクロード——研究支援の道 名古屋工業大学長 太田 正光 ……………5

【事業報告】

■諸会議議事要録 (平成 2 年 5 月～6 月)

理 事 会 (6.1) ……………11

会務報告

協 議

平成元年度国立大学協会歳入歳出決算について
 特別委員会委員の交代について
 第86回総会の日程について
 第87回総会の日時・場所について
 各委員会委員長報告と協議
 平成 3 年度入試における合格者発表期日について
 大学審議会大学教育部会の「審議の概要」への対応について
 国立大学の教育研究条件の改善方策について

理 事 会 (6.12) ……………20

「大学審議会大学教育部会における審議の概要」についての意見について
 「大学審議会大学院部会における審議の概要」に対する見解について
 国立大学の教育研究条件の改善方策について

第86回総会〔第 1 日〕(6.12) ……………22

会務報告

協議事項

平成元年度国立大学協会歳入歳出決算について
 平成 2 年度国立大学協会歳入歳出予算 (案) について
 各委員会委員長報告と協議
 平成 3 年度入試の合格者発表日について
 大学入試センターからの説明
 各地区学長会議の状況報告
 当面の問題について——大学審議会への対応について——
 (大学教育部会の「審議の概要」について/大学院部会の「審議の概要」につ
 いて)

第86回総会〔第 2 日〕(6.13) ……………35

「大学審議会大学教育部会における審議の概要 (平成元年 7 月 27 日)」につ
 いての意見 (案) について
 「大学審議会大学院部会における審議の概要について」に対する見解につ
 いて
 教育・研究条件の改善策について

第53回事務連絡会議 (6.15) ……………38

総会状況報告

大学入試センター及び日本国際教育協会からの連絡事項

第 1 常置委員会 (6.11) ……………43

「大学審議会大学教育部会における審議の概要」について	
第2 常置委員会 (5.11)	44
平成3年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて	
国立大学・学部への私費外国人留学生のための入学者選抜についての調査報告書(案)について	
大学入試センターからの報告等について	
第4 常置委員会 (5.21)	47
要望書(案)について(国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)について/人事院勧告の取扱いに関する要望書(案)について)	
教室系技術職員問題に関する今後のすすめ方(第1常置委員会との合同小委員会)について	
第5 常置委員会 (5.28)	49
平成2年度の国際交流及び留学生関係予算について	
平成2年度外国大学長招致事業について	
留学生問題について	
第6 常置委員会 (5.14)	53
平成3年度概算要求の取扱いについて	
「大学の財政運営に関する基礎的研究」について	
学術情報特別委員会 (5.14)	54
学術情報ネットワークの整備について	
複写権問題について	
委員の補充について	
教員養成制度特別委員会 (5.24)	58
教員委員の補充について	
「大学における教員養成に関する調査」第二次報告案の検討について	
(第73回) 入試改善特別委員会 (5.29)	60
報告事項(第2常置委員会からの報告/大学入試センターからの報告/平成3年度入試における合格者発表期日について)	
「国立大学の入学者選抜についての平成3年度実施要領」の一部変更(案)について	
後期日程試験の2段階選抜に係る第1段階選抜の結果発表日の取扱いについて	
平成4年度の入学者選抜についての基本方針について	
入学者選抜方式の共同研究プロジェクトに対する協力要請(入研協)の取扱いについて	

特別会計制度協議会（5.15）	63
平成3年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて	
■第86回総会国立大学協会事業報告	66
諸会合（各委員会主要審議事項）	
要望書その他の諸活動	
要望書の受理	
刊行物	
■諸会合（平成2年5月～6月末までの開催会議）	70
【要 望 書】	
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	71
【資 料】	
「大学審議会大学教育部会における審議の概要（平成元年7月27日）」に ついての意見	74
「大学審議会大学院部会における審議の概要（平成元年7月27）」に ついての意見	77
大学における文献複写と著作権の問題についての見解	80
【そ の 他】	
学長等の異動	82

編集後記

シルクロード——研究支援の道

名古屋工業大学長 太田 正光

Essay

紺碧の空に綿雲が一つ二つ、海拔1,200メートルのテヘランは陽光がまぶしい。5月とはいえ、真夏のような日射しに、車のボンネットは、やけどをするくらい熱い。しかし、日陰に入ると、さらっとした爽やかな風が肌に心地よく、快適だ。若い男の小使さんがチャイ（紅茶）を持ってきてくれる。小さな壺から手作りの角砂糖を一つつまんで口にほうり込み、チャイを飲む。うまい。

1976年、イラン電気通信研究センター（ITRC）に研究支援折衝のため訪れた時の毎朝の印象が、今も記憶に鮮やかである。

当時のイランは、第一次オイルショックの直後でもあり、パーレビ国王の強大な権限の下に、近代化へ向けてひた走っていた。オイルマネーによる産業投資をめぐる、先進国がしのぎを削って、テヘランは熱気に包まれていた。電気通信の分野では、アメリカと日本の進出が際立ち、強力なA B I I（American Bell International Inc.）の動きに対抗して、わが国もテヘラン市内のケーブル施設の設計コンサルタントとなり、さらに工事の受注に向けて懸命だった。

テヘランの中心街は人と車であふれていた。当時は人口が400万といわれていたが、今は700万に上るといふから、さぞかし渋滞も一段とひどくなっていることだろう。さすがに産油国、皆、車で走りまわるが、傷の

ついた車がやたらと目につく。少しぐらいへこんでいても、あまり気にしないのだ。交通ルールについてもご同様に、一向にこだわらないから、運転は要注意である。

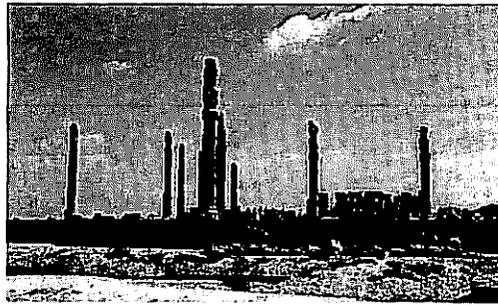
ホテルの予約にも悩まされる。イランの代表的な遺跡として有名な、古代ペルシャの首都ペルセポリスへ行った時のこと。ここはイラン南部の都市シラーズから数十キロ、広漠とした赤茶色の乾燥地帯にある。わずかに生えている草を求めて、遊牧民が羊を追って通り過ぎていく。そんな環境の中にホテルがたった一つ。色とりどりの花に囲まれて、明るく開放的なたたずまいのダレイオスホテルである。たどり着いてほっとしたのもつかの間、フロントは満室だ、とにべもない。3回もコンファームしていたというのに、“I believe you, but we have no room.”である。

国際交流の第一歩は「常識の物差しは国によって違う。当たり前として受け止めることなのだ」と思い知らされる。

I T R Cは1971年、日本、イラン両国政府間で協定を結び、発足した研究センターである。日本から研究専門家を派遣し、設備を供与して援助していたもので、両国交流の重要な拠点となっていた。この協定の期限が来て、さらに継続するかどうか、双方の合意を得るため私たちが訪れたときには、8人の日本人専門家が駐在して、研究分野ごとにイラン研究員と一緒に、熱心に研究を進めていた。

I T R Cはイラン郵電省に属する組織であるが、テヘラン大学の構内に建てられている。所長はテヘラン大学の教授であり、研究員も大学と

▶ベルセポリス



人事交流している。したがって、実質は郵電省と大学の共同管理のようなものだ。

I T R C設立の趣旨は、電気通信事業と製造業に直接役立つ研究開発を行うことであった。この趣旨に沿って機能するためには、研究テーマの設定や研究成果の実用化などについて、電気通信事業を担当しているイラン電気通信公社と密接な関係を保つ必要がある。

大学と郵電省と電気通信公社、三者三様の立場で、一つの研究センターにかかわっている。

所長のタバ氏は、ベルギーの大学院で学んだ若手のテヘラン大学教授。I T R Cを大学の研究所のように運営したいと考えているようだ。私が、何かにつけて物事が決められたように進まないで「チャランポランでは困るね」と言うと、彼は「イランにもチャランポランという言葉がある。きっとこの言葉のルーツはわが国に違いない」と申訳なさそうな顔をする。真面目な人柄である。

郵電省の代表は次官のザヒール博士。フランス、スウェーデンに留学した数学者である。パーレビ国王の身内だそうだが、気さくな人だ。会議の時も、煙草を勧め、ライターで火をつけてくれる。そのうちに、机の上に腰かけて、通信の確率理論を研究しなくてははいけないなどと熱弁をふるう。学者肌の人である。

これに対し、電気通信公社のマレクアバリ総裁はじめ幹部はご不満だ。I T R Cは大学を離れて、もっと実用に役立つ研究をやってほしいと声をそろえる。

日本人専門家のチーフは、ITRCの顧問という肩書きを持ち、所長に助言する任務がある。また、郵電省や電気通信公社に対して働きかけられる立場にある。しかし、助言や働きかけには限界があるので、顧問の悩みは大きい。

“人がいない。計画の4分の1にしか達しない。研究者不足である。それに加えて、工業が発展途上で、企業の研究開発力は弱体だ。企業からの協力は期待できない。日本とは土壌が違う。どんな種をまいたら花が咲くのだろうか。”

研究援助は、特に難しい課題である。結論は、ゆっくりと長い目で人を育てることに尽きるようだ。やがて育った人たちが、その土壌に合った、次の種をまいてくれることだろう。

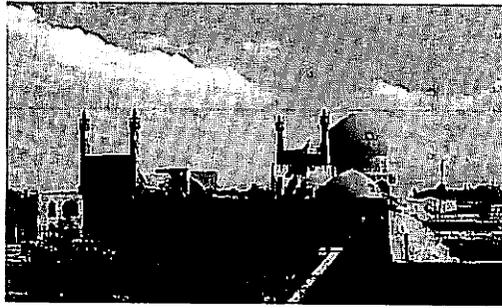
研究については、大学の比重が大きい。テヘラン大学を訪れる。研究室には新しい設備が整っている。西欧からの援助が多い。大学の施設は全般的に立派で、世界的水準にある。案内してくれた広報の人にもプライドが感じられる。

3,000人の学生寮、広い食堂や様々な店がある。パン屋さんがヌン(薄く平らなイランのパン)を焼いている。一つ食べると渡してくれる。おいしいと言うと得意そうな顔をする。気おけない雰囲気だ。

そして、この国はイスラムの国。青空に映える巨大なモスクのモザイクタイルの色彩美、平伏跪坐して礼拝する教徒や黒いチャドルに顔を包んだ女性たち。

人は環境の中で生活感覚を育てるものである。近代化や技術開発への

▶シャームスク
(イスファハン)



取り組みも、これに同化して進められていくように見える。日が経つにつれ、私も次第に分かるような気がしてきた。

テヘランからシルクロードを東へ2,000キロ、カラコルム山脈の南はパキスタンだ。

5月16日、タキシールを訪れる。パキスタン北部にある首都イスラマバードから西へ、車で1時間あまりのところである。

かつて仏教文化の栄えた都市の遺跡が、強い日射しの下に静まりかえっている。古き時代、そこに住む人々は石に仏像を刻み続けた。おびただしい数の彫刻が埋もれていたという。僅かに礎石を残すならかな丘に立っていると、湧いたように現れた子供たちが仏像を買ってくれと群がってくる。暮らしの貧しさがしのばれる。

パキスタン電気通信研究センターのあるハリプールはここから近い。このセンターは1964年に設立され、イランよりも早くから、日本の援助で研究開発を進めてきた。60名ほどの研究技術者は皆、誠実で仕事熱心な人たちだ。

交換、搬送、線路、電信、無線、短波の6部門に分かれていて、かなりの成果をあげている。公衆電話機なども国産化できるようになった。4人の日本人専門家も張り合いがある。僻地にいても、元気で指導に当たっている。

このような実績が評価されて、研究センターを首都イスラマバードに移し、中央電気通信研究所に発展させる計画が進められていた。しかし、研究に必要な設備や資材が国内では手に入らない。日本からの援助がほ

しいと所長は訴える。

パキスタンの人たちは素朴で、親しみやすい。イスラマバードから南へ1,000キロ、南端の都市カラチはアラビア海の荒波が寄せる高温多湿なところである。カラチ空港で、流れる汗にげんなりして腰かけていると、日本語で「暑いですか」と大声で呼びかけられる。びっくりして振り向けば、屈強なパキスタンの若者が2人、笑っている。運転免許証を取り出して、見せてくれる。東京都のものだ。ジュースをくれる。

やがて、私たちの乗るジェット機はエンジンを吹かせ、熱風を巻き起こして、出発体制に入った。歩いて駐機場までいき、タラップを上る。付いてきてくれた若者が、手を振って大きく叫ぶ“さよなら。”

日本が先端技術の分野で研究支援をしたイラン、パキスタンの研究所は、今どうなっているのだろうか。以後、10年をこえる歳月が流れている。この間、科学技術は目覚ましい発展を遂げ、わが国は技術開発で世界のトップを走るようになった。大きな新技術の波が、開発途上国の小さな研究所にも押し寄せる。その中で、自国の自主技術を開発し、製造業を育てようとするひたむきな努力が、どのように実を結んでいるのだろうか。

すでに日本の支援の手を離れ、交信も途絶えて久しい。当時の両国の人々や風景が脳裏に浮かぶ時、新たな思いがシルクロードの彼方へと馳せて行く。

事業報告

諸会議議事要録

理 事 会

日 時 平成2年6月1日(金) 13:30~17:00
場 所 学士会分館6号室
出席者 有馬会長
熊谷, 前川各副会長
伴, 東野, 阿南, 末松, 青野, 早川, 太田, 西島, 新野, 金築, 高橋(克),
浅田, 高橋(良), 井形各理事
松角(第3), 野村(第4)各常置委員会委員長
加納, 阪上各監事
小林(学術情報), 久佐(教養課程)各特別委員会委員長
(大学入試センター) 田保橋副所長

有馬会長主宰のもとに開会。

初めに, 会長から次のように挨拶があった。

本日はご多忙のところご出席いただき, 厚くお礼申し上げます。本理事会は6月12日, 13日の両日開催される総会に付議する議案である国大協の平成2年度決算のほか, 各委員会からのご報告とご協議をお願いするためお集まりいただいた。よろしく願います。

なお, 委員会報告のため各特別委員会の委員長にご出席いただき, また, 大学入試センター試験等についてご説明いただくため, 後刻, 大学入試センターの田保橋副所長にもご出席願うので, ご了承いただきたい。

なお, ご欠席の連絡があったのは, 東北大学長の大谷理事, 一橋大学長の塩野谷理事, 信州大学長の赤羽理事, 佐賀大学長の高田理事, 並びに教員養成制度特別委員長の関東京学芸大学長である。

ついで, 事務局より配付資料の説明があったのち, 議事に入った。

I 会務報告

会長より, これについては「資料4」にその概要が記されているが, ここではその要点をご報告したい旨述べられ, 以下の事項について報告があった。

(1) 特別会計制度協議会について

去る5月15日, 特別会計制度協議会が開催され, 文部省から平成3年度国立大学特別会計予算の取り扱いについて説明があり, 国大協から, 高等教育財政の振興, 一般会計からの繰入れの増額, 文教施設費の拡大, 定員削減の抑制, 国際交流予算の充実, 学生納付金の増額抑制等について配慮を要望したほか, 種々意見の交換を行った。

(2) 全国大学高専教職員組合(全大教)との会談について

全大教からの申入れにより, 去る5月21日, 第4常置委員会の野村委員長及び阪上委員が全大教の石井副委員長ほか数名と会談し, 大学教

員の給与実態調査と賃金改善に関する要望について懇談した。

(3) 国大協宛要望書について

前理事会以後、本協会宛提出された要望書等は、「資料5」のとおりであり、関係委員会に回付したので、ご報告する。

II 協 議

1. 平成元年度国立大学協会歳入歳出決算について

会長から、平成元年度国立大学協会歳入歳出決算についてお諮りしたいと述べられ、ついで、事務局長から「資料6」の決算報告について説明があった。

この説明があったのち、加納監事より、会計監査の結果適正に処理されている旨の報告があり、これについて審議の結果、異議なく承認され、これを6月総会に付議することとした。

2. 特別委員会委員の交代について

会長から、特別委員会委員の交代について「資料7」のとおり選任してよろしいかお諮りする旨述べられ、異議なく承認された。

3. 第86回総会の日程について

会長から、来る6月12日、13日の両日開催する第86回総会の日程を「資料8」のとおりとしてよろしいかお諮りすると述べられ、原案どおり承認された。

4. 第87回総会の日時・場所について

会長から、次回11月開催の総会の日時・場所を「資料9」のとおり予定してよろしいかと諮られ、原案どおり下記により開催することが了

承された。

日 時 平成2年11月14日(水)・15日(木)
(事務連絡会議は16日(金))

場 所 学士会館(神田)

5. 各委員会委員長報告と協議

会長から、これより各委員会の報告と協議をお願いする旨述べられたのち、各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

(1) 第1常置委員会(新野委員長)

去る4月18日開催の本委員会において、予て会長から各大学長宛に意見照会していた「大学審議会大学教育部会の審議概要」について当日までに寄せられた49大学からのご意見をもとに、「同審議の概要」に対する国大協としての意見案の取りまとめについて種々検討を行った結果、各大学の意見は多岐にわたっているが、それらを、大学設置基準の大綱化・弾力化の基本、一般教育、教員組織、大学評価、学位授与機関、等に事項を絞って共通的な意見を整理する形でとりまとめるとともに、より基本的な問題として財政問題をとりあげてはどうかということになった。そこで、6月11日に開催する委員会で、引続き検討のうえ原案を取りまとめ、これを総会に提出することになっている。

なお、4月29日以降ご意見を寄せられた大学があり、提出大学数は総計58大学となっている。

ついで、会長から、ただいまご報告のあった「大学審議会大学教育部会の審議の概要」への対応の件について、後刻ご意見を承りたい旨述べられた。

(2) 第2常置委員会(末松委員長)

去る5月11日に本委員会を開催し、次の事項

について審議した。

① 平成3年度第2次試験実施に係る協議の
取扱いについて

「平成3年度第2次試験実施上の申し合わせ」の(7)に基づいて、東京大学から、前年度に引き続き、同大学の後期日程試験の第1段階選抜の結果発表日を、前期日程試験の合格者発表日(平成3年3月10日(日))とすることを認めてほしい旨協議があり、この取扱いについて審議した結果、平成3年度についても、他大学に影響を及ぼすことにならないと判断されるので、同大学の意向を尊重し、申出を了承することとした。

なお、他大学から同様の協議があった場合の取扱いについて入試改善特別委員会の意見を伺い、従前の例に倣うこととしたが、平成2年度入試の問題点として、「分離分割方式」の場合、後期日程試験の第1段階選抜の合格者の中に前期日程試験の合格者が含まれるために後期日程試験の欠席者の見込みが若干困難なこと、前期日程試験に合格し入学手を完了した者で後期日程試験を受験しない者への入学検定料の返還ができないこと、また、同一大学内で、後期日程試験第1段階選抜不合格者の中に前期日程試験の合格者が含まれる可能性があること、などがある。

② 「国立大学・学部への私費外国人留学生
のための入学者選抜についての調査」の結果
について

予て各大学・学部「私費外国人留学生のための入学者選抜についての実状」をご照会していたが、このほどその結果が報告書としてまとまった。それが資料12「私費外国人留学生のための入学者選抜についての調査」であり、入学者選抜の実施状況と今後の予定、および学習状況と修学への配慮、健康管理、等に関するコメ

ントが整理されている。

③ 大学入試センター提案の検討事項について

大学入試センター試験に関し大学入試センターから提案のあった事項(①併願状況の請求期間を若干延長するとともに、従来の国公立大学に加え私立大学も含めて大学入試センター試験利用大学間の他大学併願状況資料を提供することにしたいこと、②各大学から大学入試センターへ提出する前期日程試験合格者・入学手続完了者リストの期限をこれまでより3時間早めて貰えれば、前期日程試験合格者で入学手続完了者データの提供を、従来の「全大学のデータ」に代えて「各大学ごとのデータ」に改善できること、③大学入試センター研究開発部における成績資料の取扱いについて、大学・学部及び受験者の許諾がないかぎり特定できる形では研究発表に使用しないようにしたいこと、また、実施面での成績資料の利用については、大学入試センターの実施方法専門委員会、運営委員会の議を経て提供することとしたいこと)について協議した結果、本委員会としては、特に異議なく、この旨同センターに伝えた。

このほか、本委員会以後、全国盲学校長会大学進学対策委員会から、第2次試験の事前協議及び点訳に関する要望の提出があったが、事前協議については、前年にその取扱いを各大学に連絡したところであるので、今回の先方の要望の趣旨を汲み、受験生から早期に協議の申出があった場合には、できるかぎり善処していただくよう、総会で協力をお願いすることにしたい。

以上の報告があったのち、入学者選抜に関して次のような検討要請があった。

大学入試センター試験の受験を免除した私費外国人留学生はA日程、B日程、前期、後期の

別なく受験できるが、これは日本人の一般受験生との均衡上問題はないか。

(3) 第3常置委員会(松角委員長)

去る4月27日に本委員会を開催し、次の事項について審議した。

① 就職協定順守問題の今後の方針について

平成元年度の就職協定の順守には問題があったことについて企業側からも反省の意が示された。この反省のもとに、数次にわたって関係委員会等の会合がもたれ、平成2年度以降の就職協定の順守につき今後の方針が検討された結果、去る4月20日開催の就職協定協議会で、平成2年度の就職協定期日等について次のような合意をみた。

就職協定期日については、前年度と同様、8月20日企業等の説明及び個別訪問開始、10月1日採用内定開始、とする。

業界研究会については、前年度より期間を長くするとともに実施方法の改善を図ることとする。

求人求職事務については、求人申込みの受理を6月1日以降とし、従来より40日早めることとする。

② 学生の国民年金加入問題について

前報告したとおり、従来任意であった学生(20歳以上)の国民年金加入が義務づけられることとなったが、その適用時期は平成3年4月1日からとなり、また、保険料の適切な減免措置を講ずべく引きつづき関係省庁で協議が行われている。

③ 国立大学の保健管理センターの問題について

保健管理センターについては、各大学の実情に沿って改善充実を図る必要がある、先のアン

ケート調査結果をも踏まえて、引き続き検討を行うことにしている。

(4) 第4常置委員会(野村委員長)

① 技術職員問題について

昨年6月に各大学宛実施した「教室系技術職員の組織化と研修の現況に関するアンケート」の回答結果のとりまとめがこのほど完了し、その「報告書」を去る3月20日付で各大学長宛送付した。

本委員会としては、「組織化」については、それぞれの大学でさらに検討がすすむことを期待し、今後は、主として「研修」の問題を主に技術職員問題への対応を考えていきたい。

② 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

例年関係方面に提出している「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」について、本年も引続いて提出することとし、原案を「資料11」のとおり作成した。内容的には、昨年度と殆ど変わらないが、今回は、「教育職(→)の俸給体系の是正」を最重点項目とすることとし、若干記述を書き換えている。これについてご審議のうえご了承が得られれば、これを6月総会に提出し、その承認を得て関係省庁へ要望することにしたい。

なお、「人事院勧告の取扱いに関する要望書」については、勧告の内容とそれに対する政府の対応をみて、作成・提出したいので一任願いたい。

このほか、全大教からの申入れにより、去る5月21日に委員長と阪上委員が先方と会見し、私学との給与比較、技術職員問題等について懇談した旨報告があった。

以上の報告に関連して、他省庁の研究者との

給与比較調査の要望があった。

ついて会長から、要望書（案）の総会付議について諮られ、異議なくこれが了承された。

(5) 第5常置委員会（太田委員長）

去る5月28日本委員会を開催し、次の事項について審議した。

① 平成2年度外国大学長招致について

前回理事会にご報告したとおり、平成2年度外国大学長招致事業については、これまで取り上げられなかった近隣国を対象とし、中国または韓国のいずれかをお招きすることとして、目下文部省が外務省を通して交渉にあたっているところである。なお、事業内容については、従来の方式にとらわれることなく、予めテーマを設定してパネル討論の機会を設けるなど、運営を工夫したい。

② 留学生問題について

先に、本委員会委員から求めた留学生問題に関するアンケート調査の結果をもとに留学生受入れに伴う諸問題について検討を重ね、これまでに、受入れ体制、日本語教育、奨学金、宿舍、学位取得、カウンセリングの問題、等一通り課題の検討を終ったところであり、今後、秋の総会を目途に報告書を取りまとめ、現状認識と何らかの提言を行いたいと考えている。

なお、このほか、文部省から平成2年度国際交流関係予算の説明をうけ、それをもとに意見交換を行ったが、特にODA予算の問題が話題となった。

(6) 第6常置委員会（高橋（良）委員長）

去る5月14日に本委員会を開催し、次の事項について審議した。

① 大学財政問題の検討について

国立大学の財政悪化の顕在化に対応して、プロジェクトチームを結成して国立大学の財政問題を抜本的に検討することとし、平成2年度の科研費を申請していたが、これがこのほど、「総合研究(A)、研究課題；大学の財政運営に関する基礎的研究、研究代表者；津布染宇都宮大学教授、研究費額；約1,700万円」として、採択された。これにより、調査研究が緒に着くこととなった。今後、同研究会と連携して大学財政問題について検討をすすめていくが、そのための第1回の研究連絡会議を来る6月14日に開催することとしている。

② 平成3年度概算要求の取扱いについて

文部省から平成3年度概算要求の取扱いについての説明をきいた上で、翌5月15日開催の特別会計制度協議会で要望する事項について検討した結果、一般会計よりの繰入れ金の増額、文教施設費の拡大、定員削減の抑制、授業料・入学金の増額抑制、国際交流の基金による配分について配慮方を要望することとした。

(7) 学術情報特別委員会（小林委員長）

去る5月14日に本委員会を開催し、次の事項について審議した。

① 学術情報システムの整備について

文部省学術情報課長より、学術情報システムの整備に関する平成2年度の大学情報処理センターの整備、データベース作成の促進、キャンパスLANの整備等の計画内容についての説明があり、これらの計画の整備並びに推進について協議した。また、学術情報センターより、データベース作成の現況並びに学術情報ネットワークの第二期計画等について説明があり、協議した。

② 複写権問題について

文化庁では、文献複写に伴う著作権擁護の観点から、すでに欧米諸国で機能しているような、著作権の集中処理機関をわが国にも設立するため、次期通常国会に、著作権法の一部改正案を提出する準備をすすめている。

もとより、本委員会としても、著作権の権利は十分尊重されるべきであり、文献複写に関する集中処理機構がわが国にも設立されることは望ましい、と考えているが、学術研究上極めて重要な文献複写と著作権処理との関係について、関係者間で見解が必ずしも一致していないことに対して重大な関心を払わざるを得ない。このような状況に鑑みて、この際、本委員会として、大学における文献複写と著作権の問題についての見解をまとめることとし、これまで行ってきた論議を踏まえて「資料12」のような見解を作成した。これの取扱いを含めてご意見をお伺いしたい。

ついで、会長から次のように述べられ、了承された。

ご提案の「見解」については、本日は持ち帰ってご検討願ったうえ、ご意見があれば小林委員長にお寄せいただくことにし、その上で改めて総会にお諮りすることにした。

(8) 医学教育に関する特別委員会

(井形委員長)

予て、大学病院における卒後臨床研修のあり方について検討をすすめていたが、このほど、これの中間報告案を「資料13」のとおりとりまとめた。卒後臨床研修に対する一つの考え方として、この問題を考えていただく際の参考としていただければ幸いである。

内容としては、①倫理問題 ②研修カリキュ

ラム ③診療科ローテイト方式 ④関連病院群システム ⑤研修受入れ定員、等である。

ご了承がいただければ総会に提出することにした。

ついで、会長から、中間報告案を総会に提出することについて諮られ、異議なく了承された。

(9) 教養課程に関する特別委員会

(久佐委員長)

昨年秋の総会で、各大学宛に「教養課程教育の改善に関する実情調査」を実施することが了承されたので、その後来る5月15日を締切期日に各大学長宛にご依頼した。これまでに殆どの大学から回答ならびに関係資料が寄せられてきているので、近く委員会を開催して、調査結果の整理の方法等について検討する予定である。

(10) 教員養成制度特別委員会

(関委員長代理；金築委員)

本委員会では、昨年7月、大学における教員養成に関する諸問題を検討するため、各大学を対象に、教員養成の実状等に関する調査を実施するとともに、全国都道府県及び政令指定都市教育委員会宛に「教員の資質向上施策に関する調査」を実施した。そのうち、新免許制度への対応に関する諸問題及び情報化・国際化の状況に対する教員養成の問題、教員需給の推計、教育委員会による教員の資質向上方策などについて調査結果を取りまとめて「第一次報告」を昨年秋に提出報告した。その後、残された調査項目について、引き続き整理し、これを「第二次報告」として、来る総会に提出報告する予定である。その「第二次報告」の内容の柱は、「I今後の教員養成における一般大学・学部の役割」、
「II教員養成系大学における教員養成のための

教育内容の改善」,「III情報化社会における教員養成の課題」,「IV今後における教員需給の展望」である。

(II) 大学院問題特別委員会(高橋(克)委員長)

去る4月26日に委員会を開催し、先に公表された、大学審議会大学院部会の「審議の概要」について各委員が意見をもち寄って検討のうえ、「審議の概要」に対する本委員会の見解を「資料14」のとおり取りまとめた。この見解は、第1常置委員会が取りまとめつつある大学教育部会の「審議の概要」に対する意見内容と一部関連する点もあるが、その骨子は、①「I学位制度の見直し」については、この制度を見直すことには賛成である、②「II学位授与機関」については、大学以外に新たな機関を設置することには十分慎重に対処すべきである、③「III大学院の評価と重点的整備」については、大学自身による自己評価を行うべきであり、外部による評価システムについては慎重にしてほしいが、先ず何よりも大学院の教育研究条件の整備が望まれる、ということである。この見解についてご意見をいただき、また、今後の取扱いについてもご審議願いたい。

以上のような説明について次のような意見交換があった。

○ 「学位制度の見直し」について、委員会は、「博士」あるいは「学術博士」いずれかに一本化されることが望ましいとの見解であるが、学位の名称については慎重な考え方がよいのではないかと。また、「博士」について、「論文博士」の存続について必要である、とされているが、課程制度の果たすべき役割重視の観点から、論文博士を廃止すべきである、とする意見もある。

○ 学位授与機関設置の準備がすでに行政上進められていると仄聞するが、国大協としては、新たな学位授与機関の設置の必要性はないという意見を明確に述べておくべきと思う。

○ 見解に対する各大学の意見を1、2カ月のうちに特別委員会に寄せてもらい、一方、見解は総会に提出するが総会の場では決定せず、国大協としての取りまとめを会長と委員長に一任することをご了承いただくことにしてはどうか。

○ 大学教育部会の「審議の概要」と別々に見解を出すのではなく、一本とした方がよいのではないかと。そのタイミングとしては、8月に予定されるとき「審議の概要(その2)」に反映できるよう、6月総会で、国大協としての現時点での見解をまとめ、また、秋の総会までには、審議会のヒアリングなどがあるから、その際には、さらに具体的につめた意見を提出するというように2段階えがよいと思う。

以上のような意見交換があったのち、会長から次のように諮られ、了承された。

各大学に特別委員会がまとめた「見解」についての意見を委員長名で伺っていただきたい。しかし、総会までに回答をいただくことは時間的に無理なので、総会では、「見解」を委員長と正副会長とでまとめさせていただきたい。国大協の「見解」は8月初旬に「審議の概要(その2)」が公表される以前に大学審議会に提出し、さらに「審議の概要(その2)」が公表されたあと、早急に第1常置委員会と特別委員会でご検討いただき、秋の総会では、個別にわたって論議できるよう、考え方をまとめていただけるようお願いしたい。

(12) 入試改善特別委員会（熊谷委員長）

前回理事会以後、去る5月29日に本委員会を開催し、次の事項について審議した。

① 平成4年度の入学者選抜についての基本方針について

この件について審議した結果、本委員会としては、「平成4年度の入学者選抜は、平成3年度に引き続き「連続方式・分離分割方式併存制」で行うことが望ましい。」ことを確認し、この旨を第86回総会に報告することとした。

② 「国立大学の入学者選抜についての平成3年度実施要領」の一部変更について

この件については、大学入試センターから、「現在、各大学から「3月14日午後8時まで」に大学入試センターへ通知することとなっている「前期日程試験の合格者及び入学手続完了者リスト」を3時間早めて「3月14日午後5時まで」に通知して貰えば、これまで「全大学のデータ」として提供していた「前期日程」試験の合格・入学手続完了者資料を、従来から国立大学協会より要望のあった「名大学ごとのデータ」として提供することが可能である。」旨の連絡があり、これを承けて審議した結果、これは従来から出されていた多くの国立大学の要望に沿う改善であると考えられることから、実施要領の一部を変更して平成3年度入試から実施できるよう総会に提案することとなり、この旨を総会に先立って各国立大学長宛に連絡することとした。それが「資料15」であり、ご審議をお願いしたい。

③ 「平成3年度第2次試験実施上の申し合わせ事項」の(7)に関する特別措置の取扱いについて

「平成3年度実施要領」では、分離分割方式の後期日程の2段階選抜に係る第1段階選抜の

結果の発表日（3月2日まで）は、第2常置委員会との協議を経て特別措置がとれることとなっているが、特別措置を希望する大学がその都度第2常置委員会の協議を経ることなく特別措置をとることができるように運用を改めてはどうかという旨第2常置委員会から照会があったことに対し、本委員会として種々意見の交換を行った結果、現時点ではこれまでの方式を変更しないのが妥当であるという結論となり、これを同委員会に回答することとした。

なお、この件に関連して話題となった入学検定料の返還の問題については、今後文部省において十分検討願いたい旨を文部省大学入試室長に伝えた。

④ 入学者選抜方式に関する共同研究プロジェクト（入研協）に対する支援について

国立大学入学者選抜研究連絡協議会会長から本協会に、入学者選抜方式に関する共同研究プロジェクトの実施に当たって、国大協としても全面的に支援をお願いしたい旨の要請があり、本委員会として種々意見交換を行った結果、各大学の自主性を尊重しつつ、できるかぎり協力するよう前向きに対処することとした。

以上の報告について特に異議もなく、平成4年度入試の基本方針及び「国立大学の入学者選抜についての平成3年度実施要領」の一部変更（案）を総会に提案することが了承された。

なお、大学入試センターの田保橋副所長から、大学入試センター試験等に関する次の事項について配付資料をもとに説明があった。

- 1) 平成3年度大学入学者選抜実施要項
- 2) 平成3年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項

- 3) 平成3年度大学入試センター試験「受験案内」の主な改正事項
 - 4) 平成3年度大学入学者選抜における大学入試センター試験新規利用大学
 - 5) 平成4年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱
 - 6) 平成4年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について
 - 7) 平成3年度大学入学者選抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会(第1回)開催日程
 - 8) 共同研究プロジェクトに対する御支援について(入研協)
- 等

6. 平成3年度入試における合格者発表期日について

このことについて、会長から次のように説明があった。

平成3年度入試における合格者発表期日は、「前期日程」を除く、「A日程」、「B日程」及び「後期日程」については「3月23日まで」となっているが、同日がたまたま土曜日に当り、金融機関が業務を行っていないので、私学を併願している受験生の便宜を図りその期日を「3月22日午後1時まで」とすることができないものかどうか、各大学に照会していたところ、これまでに頂戴した回答によれば、一部でまだ未定あるいは検討中を除いて殆どすべての大学は可能とのことであった。この件は総会でも、なお配慮方をお願いすることにした。

7. 大学審議会大学教育部会の「審議の概要」への対応について

このことについて、初めに新野第1常置委員会委員長から大要次のように説明があった。

大学審議会大学教育部会の「審議の概要」に対する意見案の取りまとめについては、もともと「審議の概要」に必ずしも明確な方向が示されていないので、それに合わせて意見表明を行うことは困難な面がある。したがって、さきほども述べたように、今回は、まず最初に、今日わが国の高等教育、特に学部段階の教育研究上考慮されるべき最も重要な問題を主張し、ついで「審議の概要」で取り上げられている諸事項のうち、極めて重要と考えられる幾つかの事項について、各大学から寄せられたご意見に基づいて取りまとめることにしたい。

なお、8月初旬には「審議の概要(その2)」が公表される予定ときいているので、それが公表された際には又各大学にご意見を伺い、それに基づいて意見をとりまとめて秋の総会にご報告することにした。

概ね以上のような説明があったのち、会長から次のように述べられ、了承された。

今後第1常置委員会でお取りまとめいただく「審議の概要」についての意見案を総会第1日目の昼に理事会を開催してご審議いただいたうえ総会に付議することにした。なお、その取りまとめにあたっては、大学院部会の「審議の概要」に対する意見内容と齟齬のないようご留意願いたい。

8. 国立大学の教育研究条件の改善方策について

会長から、国立大学の教育研究条件の改善方

- 策についてご意見をいただきたい旨述べられ、
ついで、主に次のような意見交換が行われた。
- 今、問題となっている公共投資の枠に大学の施設・設備が含まれないか。
 - 大学の教育研究条件の改善に関して大学審議会として取り上げて貰いたい。
 - 審議会が提言することは、政府の施策に大きな影響力をもっているため、関係の審議会に国大協の意見が反映されるよう、いろいろな角度から理解を求めていく必要がある。
 - 今度、実現した文化芸術振興基金のようなものが、高等教育に関して出来ないものか。

終わりに、会長から次のように述べられた。

われわれ大学人としては、社会に向って大学における基礎研究がいかに重要であるかということを理解して貰う努力を払う必要があり、具体的にどのようにアピールしていけばよいか考えたい。また、大学審議会に対しては、高等教育のあり方について長期的ビジョンをもって積極的に提言していただくことを切望したい。

9. その他

大学の授業料の急激な高騰及び教育上支障を生ずる不定期の大学間教官人事異動の対策について、意見が述べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

理 事 会

日 時 平成2年6月12日(火) 12:15~13:30

場 所 学士会館(神田)203号室

出席者 有馬会長

熊谷、前川各副会長

伴、東野、大谷(代理:細谷教育学部長)、阿南、末松、塩野谷、赤羽、青野、早川、太田、西島、新野、金築、高橋(克)、浅田、高橋(良)、高田、井形各理事

松角(第3)、野村(第4)各常置委員会委員長

加納、阪上各監事

関(教員養成)、小林(学術情報)、久佐(教養課程)各特別委員会委員長

有馬会長主宰のもとに開会。

初めに、会長から次のように挨拶があったのち、議事に入った。

本日、理事会を開催してお諮りしたい議題は、①「大学審議会大学教育部会における審議の概要」についての意見について、及び②「大学審議会大学院部会における審議の概要」に対する見解について、の2件であるので、よろしくご審議をお願いしたい。

以上のように述べられのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 「大学審議会大学教育部会における審議の概要」についての意見について

初めに、第1常置委員会新野委員長から、同委員会が取りまとめた、「大学審議会大学教育部会における審議の概要」についての意見案及び関連資料(「国立大学の役割と今後の課題」昭和61.11.12 第1常置委員会)について、配付資料をもとに各項目毎の説明があった。

ついで、同案について審議が行われた。

その結果、会長から次のように諮られ、異議なく了承された。

同案を総会に付議し、基本的な承認が得られれば、理事会、総会の審議を踏まえた上、字句の修正も含めて最終的な取扱いを正副会長及び委員長に一任願うよう諮りたい。

なお、関連して次のような意見があった。

- 国大協として主張すべきことを、大学審議会の各委員にもご理解いただけるよう話し合っていたきたい。
- 国立大学の建物等の施設整備関係の予算が漸減していること、学位について人文社会科学系の考え方が変わりつつあることなど、最近の国立大学の状況の変化も大学審議会の委員に理解していただけるようお願いしたい。

2. 「大学審議会大学院部会における審議の概要」に対する見解について

このことについて、大学院問題特別委員会高橋委員長から次のように報告があった。

去る6月1日開催の理事会において、本委員会が取りまとめた「大学審議会大学院部会における審議の概要」に対する見解について、種々ご意見をいただき、さらに、各大学のご意向も伺うことになったので、6月末日を提出期限として6月4日付で各大学長宛にご意見照会し、併せて6月総会までにお目通しをお願いしたことをご報告する。

ついで、審議に入りこの「見解」の取扱いについて、

- 大学院部会の「審議の概要」は、部会で論議されたことが並列的に記されていて部会の明確な意見としてまとめられていない部分が多いので、この「見解」を国大協の「意見」

とするのであればむしろ、「審議の概要」から離れて、国大協としては大学院問題について斯く考える、という形で意見をまとめる方がよくはないか。

- 学位授与機関については、「学士」と「修士・博士」の二つの問題があるが、それぞれに対して慎重に対応する必要がある。

等の意見が出されたのち、会長から次のように諮られた。

この「見解」の取扱いについてご意見をいただいたが、これを総会に提出し、国大協の見解として取りまとめることについて承認を得られれば、本日いただいたご意見及び総会での論議の結果を踏まえて、文言・形式を含め委員長と正副会長にその取りまとめを一任いただくよう総会にお諮りすることにした。

この会長の提案は異議なく了承された。

3. 国立大学の教育研究条件の改善方策について

会長から、先に開催された特別会計制度協議会において、政府の公共投資10カ年計画が話題となり、文部省では、その計画の中に、大きな財源を要する国立学校の建物等の施設整備を組み込みたいとしているが、見通しは厳しい状況にあること、等の説明があったのち、引続き会長から、文部省の予算の総枠をふやし、大学の教育研究条件の抜本的改善の裏付けとなる予算を如何にして確保するか、その方策についてご意見をお伺いしたい旨述べられた。

これについて種々意見の交換が行われたのち、熊谷副会長から次のような提案があった。

公共投資10カ年計画に対し国大協としても積極的に働きかけるべきと思う。会長を中心に関係委員会の協力を得て、訴えるべき事項を整理

して、総理をはじめ与野党責任者等の国会議員などに陳情することを理事会としてお認めいただけませんか。

会長からこの提案を諮られた結果、異議なく了承された。

以上をもって議事を終了し、閉会した。

第86回総会（第1日）

日時 平成2年6月12日（火） 10:00～17:00
場所 学士会館（神田）210号室
出席者 各国立大学長

有馬会長から、開会の挨拶があったのち、次のように述べられた。

今総会の議題は、国大協の予算・決算のほか、各委員会からの審議状況の報告とそれに基づく協議事項であるが、中でも大学審議会の部会報告に対する意見については、十分ご審議願いたいと考えている。また、日米貿易摩擦に関連して公共投資の10ヵ年計画が検討されていると聞いているが、その中に文部省関係、特に大学の施設・設備等に関する項目を入れていただきたいと思っており、それらの問題も含めて国立大学の将来についてご検討をお願いしたいと考えている。

なお、大学入試センター試験等についてご説明願うため、後刻大学入試センターの有江所長にもご出席いただくこととしたので、ご了承願いたい。

また、放送大学の甲田学長にもご出席いただいたので、ご紹介申し上げます。（紹介）

(1) 会議資料について

事務局から、今回総会の配付資料について説明があった。

(2) 今回総会の日程について

会長から、今回総会の日程については、「資料3」により行いたい旨諮られ、了承された。

(3) 学長の交代について

会長から、前回総会以後に交代された学長について、次のとおり紹介があった。

（大学）	（前任）	（後任）
帯広畜産大学	鈴木 省三	坂村 貞雄
北見工業大学	林 正道	平林 眞
岩手大学	高橋 八郎	船越 昭治
東京芸術大学	藤本 能道	平山 郁夫
一橋大学	川井 健	塩野谷祐一
浜松医科大学	中井準之助	川島 吉良
豊橋技術科学大学	本多 波雄	佐々木慎一
島根医科大学	檜 學	平川 顯名
山口大学	栗屋 和彦	三分一政男
福岡教育大学	安永武一郎	田代 高英
佐賀大学	楠田 久男	高田 弘
大分大学	志賀 史光	光永 公一
宮崎大学	遠藤 尚	池田 一
宮崎医科大学	岡本 直正	木下 和夫
琉球大学	東江 康治	砂川 恵伸

(4) 代理出席について

会長から、東北大学の犬谷学長ご都合のため、細谷教育学部長が、また、富山医科薬科大学の山崎学長ご都合のため、片山医学部長がそれぞれ代理出席された旨紹介があった。

(5) 委員長の交代について

会長から、前回総会以後の委員長の交代につ

いて、次のとおり報告があった。

(委員会)	(前任)	(後任)
第2常置委員会	前川 正	末松 安晴
	(群馬大学長)	(東京工業大学長)

I 会務報告

会長から、前回総会以後の主な事項について、次のとおり報告があり、その他の事項については、「国立大学協会事業報告」(資料11)をご参照願いたい旨述べられた。

1. 要望書の提出について

昨年12月初めに、国立大学の入学料、検定料の増額改定の動きが伝えられたので、去る11月の総会でご了承を得たとおり、要望書「国立大学の学生納付金の改定について」を取りまとめ、昨年12月19日、高橋第6常置委員会委員長及び平間事務局長が文部省及び大蔵省に赴き、文部大臣、大蔵大臣宛に同要望書を提出、関係担当官に慎重な配慮方を要望した。

2. 外国大学長の招致について

平成元年度の外国大学長招致事業として、ポーランド国大学学長団を招くことになり、同国の3大学学長が昨年11月28日に来日され、文部省、東京大学、筑波大学、高エネルギー物理学研究所、日本学術振興会、東京国立博物館、東京工業大学、京都大学、名古屋大学、日本大学を順次訪問視察し、12月7日帰国された。なお、同日、国大協主催の懇談会並びに懇親会を開催した。

3. 中央教育審議会生涯学習に関する小委員会のヒアリングについて

昨年12月、中央教育審議会生涯学習に関する

小委員会から意見を求められたので、両副会長とも協議し、12月8日開催の同小委員会における意見発表を阿南筑波大学長と太田横浜国立大学長にお願いした。阿南学長は所用のため文書をもって、太田学長はご出席のうえそれぞれご意見を述べられた。

4. 平成2年度予算編成に関する文部省との懇談会について

文部省から申し入れがあったので、昨年12月13日、有馬会長、熊谷、前川両副会長、野村第4常置委員会委員長、高橋第6常置委員会委員長、西島京都大学長の特別会計制度協議会構成員が文部省の阿部事務次官、坂元高等教育局長、川村学術国際局長等から平成2年度予算編成の概要について説明を聴き種々懇談した。

5. 「大学入試センターにおける大学情報提供事業について(中間報告)」について

昨年12月21日、大学入試センター所長から「大学入試センターにおける大学情報提供事業について(中間報告)」について意見を求められたので、第2常置委員会に検討を依頼し、その審議結果に基づいて国立大学協会としての意見を両副会長とも協議して回答した。

6. 特別会計制度協議会の開催について

去る5月15日、特別会計制度協議会が開催され、文部省から平成3年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて説明があり、国大協から、高等教育財政の振興、国立学校特別会計への一般会計繰入れの増額、文教施設費の拡大、定員削減の抑制、国際交流予算の充実、学生納付金の増額抑制等について強く要望し、種々意見の交換を行った。

7. 全国大学高専教職員組合（全大教）との会談について

全大教からの申し入れにより、去る5月21日、第4常置委員会の野村委員長及び阪上委員が全大教の石井副委員長ほか数名と会見し、技術職員問題及び賃金改善に関して懇談した。

II 協議事項

1. 平成元年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局長から、資料7「平成元年度国立大学協会歳入歳出決算」に基づき説明があった後、監事の加納東京医科歯科大学長から監査結果報告があり、会長からご承認願いたい旨述べられ、異議なく承認された。

2. 平成2年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局長から、資料8「平成2年度国立大学協会歳入歳出予算(案)」に基づき説明があった後、会長から、本案については、3月16日の理事会に諮り承認を得ているが、慣例により追認をお願いしたい旨述べられ、異議なく承認された。

3. 各委員会委員長報告と協議

各委員会の報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

これより、各委員会委員長の報告と協議に移るが、委員会の審議状況の要旨は各委員長にお取りまとめいただき、資料9として配付してあるのでご参照いただきたい。

なお、大学審議会の大学教育部会と大学院部

会の二つの部会の審議概要報告に対する意見のまとめについては、当面の問題として別議題としたので、第1常置委員会と大学院問題特別委員会の報告はその時にお問い合わせすることとした。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況について、各委員長から、概ね次のとおり報告があった。

(1) 第2常置委員会（末松委員長）

本委員会は、平成元年12月11日、平成2年2月19日、5月11日の3回開催し、次の事項について審議した。

1) 平成3年度第2次試験実施に係る協議事項について

「B日程」で試験実施を予定する大学の試験開始日について、静岡大学、三重大学、富山大学の3大学から、学外の試験場確保等の理由で、定められた3月5日を日曜日に当たる3月3日に繰り上げたい旨書面をもって協議があり、平成3年度については、受験生の複数受験及び他大学の入試の実施に影響をおよぼすことにならないと判断されたので、これらの大学の意向を尊重し、申し出を了承することとした。

また、東京大学より前期日程試験と後期日程試験で実施する同大学の、平成3年度後期日程入学試験の第1段階選抜の結果発表日を、前期日程試験の第2次学力試験合格発表日（平成3年3月10日（日））としたい旨書面をもって協議があり、前年度の申し出と同様に、国立大学全体の入試業務の遂行に支障を来すものではないと判断されたので、同大学の意向を尊重して申し出を了承することとした。なお、このことについては、今後他の大学から同様の協議があった場合には、これに倣って処理するが、その弾

力的な運用の可否について入試改善特別委員会の意見も伺った。その理由は、分離分割方式の実施上の問題点として、例えば後期日程試験の第1段階選抜の合格者の中に前期日程試験の合格者が含まれるために、後期日程試験の欠席者の見込みが若干困難になること、前期日程試験合格者の中で後期日程試験を受験しない者への検定料の返還が出来ないという問題、また、後期日程試験の第1段階選抜で不合格となった者の中に前期日程試験の合格者が含まれる可能性があり、このことについて批判の恐れがあるためである。

2) 国立大学・学部への私費外国人留学生のための入学者選抜についての実状調査について

資料12「私費外国人留学生のための入学者選抜についての調査 調査結果集計」は、各大学のご協力により集計された入学者選抜の実施状況と今後の予定、又、各大学から寄せられた学習状況と修学への配慮、健康管理、その他に関するコメントが整理された調査結果であるが、その概要について討議した。

3) 「大学入試センターにおける大学情報提供事業について(中間まとめ)」についての意見

有馬会長より当委員会になされた意見具申の下問に応じて、当委員会としては、大学入学試験志願者の進路選択に資するための大学に関する確かな情報を提供する事には基本的に賛成し、若干の意見を添えて、会長に報告した。

4) 大学入試センター提案の検討事項等について

次の事項等についてセンター側から提案説明があり、当委員会としては特に異議は出なかった。

① センター試験利用大学出願状況資料について

② 前期日程入学手続完了者データの提供については、従来の各大学からの提出期限を3時間繰り上げることによって「全大学のデータ」を「各大学毎のデータ」に改善して、従来の期間に提供する。

③ センター試験等の成績資料の公開等については、センター研究開発部における成績資料の取り扱いは、大学・学部及び受験者の許諾がない限り、特定できる形では、成績資料を研究発表に使用しない。また、実施面での成績資料の利用は、センターの実施方法専門委員会、運営委員会の議を経て提供する。

5) 委員会開催以後において、全国盲学校長会大学進学対策委員会の松原委員長より、「大学入学試験(2次試験)の事前協議及び入学試験点訳に関してお願い」があった。これについては、昨年当委員会において、前川委員長名で全国高等学校長協会特殊学校部会山賀理事長からの申し出に基づき、事前協議の締切期限を原則として12月15日以降としたが、今回の申し出は協議は少し早めにして、出来れば期限を付けないでいただきたいとの要望であるが、既に前年に決まっているので、今後このような申し出があった場合には、各大学において関係者と面接をするなど適宜善処をお願いしたい。

以上の報告に対して、色覚異常者の取扱いについても検討を希望する旨の発言があった。

(2) 第3常置委員会(松角委員長)

本委員会は、本年4月27日に委員会を開催した。協議の内容及びその後の対応については次のとおりである。

1) 就職協定順守に関する問題の今後の方針について

平成元年度の就職協定順守が、極めて残念な結果に終わったことについては、就職協定協議会世話人会の企業側からも、深甚なる反省の言葉と、さらに今年度に向かって新たな決意が表明された。資料13の①「平成2年度就職協定の成立経緯と活動状況」に要約したように各種委員会、協議会、世話人会などの会合が数次にわたり開催され、4月20日までに平成2年度就職協定に関する取り決めが行われた。大学側と企業側との最終的な協議は、4月20日に開催された資料13の②「就職協定協議会世話人会(第4回)の概要」のとおりであり、また、同日付けて、文部省高等教育局長から、資料13の③「平成2年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職協定期日等について(通知)」が出された。主なる協定とその改正点は、就職協定期日は従前どおりとし、業界研究会については、期間及び実施方法の改善を行い、求人申し込み受理は、昨年度までのものを約40日早め、6月1日以降とすることとされたことである。

2) 学生の国民年金加入問題について

前回報告のとおり、20歳以上の学生にも国民年金加入が義務づけられることとなり、平成元年12月15日国民年金法改正法が成立した。学生の身分として、出費の負担を軽減すべく種々協議陳情等がなされ、学生への年金適用は、平成3年4月1日以降とし、更に適切な減免措置を講ずべく、引き続き関係省庁と協議しながら、学生が不利とならないよう検討が重ねられている。

3) 国立大学保健管理センターの活動について

先のアンケート調査の結果を踏まえて、各大

学の実情に応じた問題の検討と対応につき種々検討した。ことに進路選択、適性、就職、中途退学などは、大学の組織、構成、カリキュラム等により異なり、特異な問題も少なくないので、今後引き続き分析的調査を行うことが提案された。

4) 専門委員、教員委員の交代について

それぞれ東京工業大学の木村孟教授、金沢大学の岩佐幹三教授(法)、広島大学の吉田典可教授(工)が選任された。

(3) 第4常置委員会(野村委員長)

1) 技術職員問題について

「教室系技術職員の組織化と研修の現況に関するアンケートについて」に対する各大学の回答のまとめ方について、昨年秋の本総会以後、本委員会1回、小委員会3回、専門委員会1回を開催して検討し、平成2年3月20日付けで「回答のまとめ」を各大学長に送付した。

今後は、「専行職」への移行の手順及び公務員試験2種相当の研修内容等について検討したいと考えている。

2) 要望書について

「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」及び「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」について、本委員会1回、小委員会2回を開催して審議し、前者について資料14のとおり原案をまとめた。この案が例年と異なる点は、文言を具体的にしたこと、現状に見合うよう書き改めたことである。

なお、今回は、教育職(一)の俸給体系の是正を主眼点とし、更に大学研究調整額(仮称)の新設、中堅職員(事務系)の待遇改善を重点的に要望したい。

また、「人事院勧告の取り扱いに関する要望

書」については、例年どおり「勧告」の成り行きをみたらうで、作成し提出することとしたので、第4常置委員会委員長と会長に一任願いたい。

3) 全大教の申し入れを受け、5月21日に委員長と阪上委員が会見し、技術職員問題及び給与実態での私学との比較等について種々懇談をした。

ついで、会長から、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」(案)について、ご承認願いたい旨述べられ、異議なく承認され、さらに、「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」の作成・提出について語り、第4常置委員長及び会長にその取扱いが一任された。

(4) 第5常置委員会(太田委員長)

本委員会は、本年2月20日と5月28日に開催し、次の事項について協議した。

1) 外国大学長招致について

平成元年度は、ポーランドの学長を招致し、関係大学のご協力により無事招致事業を終了することができた。

平成2年度の計画については、これまでこの招致事業としては取り上げていなかった近隣国を対象とし、日程の中にパネル討論に類する意見交換の機会を設けるよう、検討を進めることとした。招致国の候補は、中国又は韓国とし、討論のテーマとしては、留学生問題、研究者交流が挙げられている。

2) 留学生問題について

本委員会では、一昨年来、留学生問題を主要な検討課題とし、先に本委員会の学長委員から求めたアンケートを基に、討議を続けており、今期は以下の諸問題を検討した。

① 学位取得については、留学生の学位取得

の難易度とその理由、特に文系の状況が論議された。博士の水準の確保と研究指導の充実並びに適切な運用を求める意見が多く出されたが、この問題は留学生だけではなく、大学院全体の問題としての促進を期待したい。また、各大学において、博士課程設置の促進が要望されている。

② カウンセリングについては、多くの大学で専門知識を持ったカウンセラーを充足するとともに、留学生専門教官、担当職員を含めた対応を必要としている。このため、留学生センターの設置など、留学生のための組織を整備充実させることが求められている。

このほか、これまでの検討結果を含め、本委員会として留学生問題に関する現状と提言を、今秋を目途にまとめることになっている。

3) 留学生交流、学术交流の施策について

文部省から、国際交流関係の平成2年度予算の説明を受けたが、ODA予算の拡大等を望む意見が出され、文部省と意見の交換を行った。

以上の報告について、学位取得は大学院の教育体制との関連で問題を把握する必要があるとの意見が出された。

(5) 第6常置委員会(高橋委員長)

1) 大学財政基盤の調査研究委員会の設置について

国立大学の財政悪化が顕在化している現況に鑑み、第6常置委員会の下部組織として、「大学財政基盤の調査研究委員会」を設置することが決定され、平成元年9月26日に委員が選出された。調査研究は、文部省科学研究費補助金をうけて実施することとなり、平成元年12月4日及び12月26日に研究分担予定者の連絡会議をも

ち、平成2年度総合研究(A)、研究代表者を津布楽宇都宮大学教授、研究分担者11名、研究課題「大学の財政運営に関する基礎的研究」、期間を平成2年と3年の2年間、総額約1,700万円を申請し、その結果採択された。この結果を5月14日開催の第6常置委員会に報告し了解を得て、第1回の研究連絡会議を6月14日午前で開催することを決定した。

2) 平成3年度概算要求の取り扱いについて

平成2年5月14日第6常置委員会を開催し、文部省より泊大学課長、佐々木研究機関課長以下10名の出席を得て、平成3年度概算要求の取り扱いの説明及びこれに対する質疑応答が行われた。文部省出席者の退出後、5月15日の特別会計制度協議会への要望事項を検討し、一般会計よりの繰入れ金の増額、文教施設費の拡大、定員削減の抑制、授業料・入学金の増額抑制、国際交流の基金による配分につき要望することとした。

(6) 学術情報特別委員会(小林委員長)

前回総会以降、本年2月2日及び5月14日に本委員会を開催し、次の事項について意見交換及び協議を行った。

1) 複写権問題について

昨年秋の総会直後に開催された事務連絡会議において、文化庁より「文献複写権センター」の設立について説明があり、また、大学図書館による文献複写サービスについては、かねてより国公立大学図書館協議会を窓口で複写権センター関係者との間で協議が行われてきた。

そのような状況の中で、本委員会としては、5月14日の委員会に文化庁の担当者の出席を得て文化庁としての考え方につき詳細な説明を受け質疑応答を重ねた。

欧米には、既に著作権の集中管理機関が設立され、機能・活動していること並びに文化庁も「複写権センター」の設立を支援し、次期通常国会に著作権法改正案の提出を準備中であるとの現況を踏まえ、種々意見の交換及び協議を行った。その結果、複写権問題について、著作権者の権利を擁護し、かつ、わが国の学術研究並びに教育の発展を阻害することのないような方策が望まれる旨を資料15「大学における文献複写と著作権の問題についての見解」として取りまとめた。

2) 学術情報ネットワークの整備について

文部省学術情報課より、学術情報システムの整備に関する平成2年度の大学情報処理センターの整備、データベース作成の促進、キャンパスLANの整備等の計画内容について説明があり、これらの計画の整備並びに推進について協議した。また、学術情報センターより、データベース作成の現況並びに学術情報ネットワークの第二期計画等について説明があり、今後の充実、推進について協議した。

以上の報告について、会長から、本日提出された見解を了承されたい旨述べられ、これを基に「複写権センター」と話し合うことを含め異議なく了承された。

(7) 医学教育に関する特別委員会

(井形委員長)

今回、国立大学における卒業教育のあり方をめぐって討論を行い、資料16の「大学病院における卒業臨床研修(中間報告案)」をまとめた。

その要点は、次のとおりである。

- ① 卒業教育では知識、技術の習得のみではなく倫理問題にもウエイトを置き、医療の

本質を学ぶ必要がある。

- ② 卒後教育も今までの経験に基づくものではなく、到達目標とその達成のためにカリキュラムを策定する必要がある。
- ③ 卒後研修では学部教育を承け、視野の狭い専門家をつくらないよう必要な診療科をローテイトするシステムを組むことが望ましい。
- ④ 教育担当教員にも卒後教育の重要性についての認識を求めたい。
- ⑤ 大学病院だけでは教育はできないので、効率的な教育のために関連教育病院群システム構築が必要であることを指摘した。
- ⑥ 臨床研修と医学系大学院との関係を明確にするよう対策を考える必要がある。
- ⑦ 臨床研修のための教員、積算校費の充実を希望した。

この中間報告に対して各大学をはじめ文部省、厚生省等関係各方面の意見を求め、最終案をまとめた。特に、医学部、歯学部の大学院に関しては、この問題と密接な関連があり、また、生涯教育とも関連があるので、この点についても引き続き検討していきたい。

会長より以上の中間報告案について語り、これを了承した。

(8) 教養課程に関する特別委員会

(久佐委員長)

「教養課程教育の改善に関する実情調査」を各大学に依頼したが、現在殆どの大学から回答を寄せられている。この回答の整理をはじめるところであるが、秋の総会までには取りまとめたいと考えている。

(9) 教員養成制度特別委員会 (関委員長)

本委員会は、教員養成をめぐる新たな問題状況のもとで、昨年7月、すべての会員大学を対象に、教員養成の実態と改善努力、さらに今後の教員養成についての意見の調査を行った。そのうち、新免許制度への対応に関する諸問題及び情報化・国際化の状況に対する教員養成の問題、教員需給の推計、教育委員会による教員の資質向上方策などについては、昨年11月の国大協総会において第一次報告を行った。

その後、調査結果の残された項目を中心に今回「資料17」の第二次報告として4つの項目について取りまとめた。その主な内容は次のとおりである。

1) 今後の教員養成における一般大学・学部の役割

一般大学・学部がどれだけ教員の供給にかかわっているかを知るために、過去3年間について年次別、学部系統別に集計した。

その中で、教員の供給は減少しつつあるが、一般大学・学部の教員養成の役割は、将来とも変わらないとする意見が71%もあった。そして、同時に中学校教員養成においては、ますます重要性を増すという意見が示されている。また、一般学部が教員の現職教育にかかわるべきだという意見も65%あった。

2) 教員養成系大学における教員養成のための教育内容の改善

課程別カリキュラム・課程編成の特色等についての改善は、最近10年間に行われた重要な変更や改善があったとする大学が75.5%あった。更に、教育実習の改善については実習校に任せたまま放置することなく大学側がイニシアチブをもって充実させる方向で多くの改善努力がみられる。とりわけ、教育実習の

事前・事後指導について、いずれも大学自身の努力としてどのような内容を積み重ねなければならないか、ということについて多様な形態と方法で検討されており、今後一層改善・充実がすすめられることが予想される。

このほか、障害児教育、幼児教育、養護教育、職業科教育の教員養成の多面的な実態と問題についても考察をすすめている。

3) 情報化社会における教員養成の課題

第一次報告につづいたものであるが、一般大学及び教員養成系大学・附属学校園における情報科学・情報処理等の教育に関する現状及び初等中等教育における情報機器等の利用の現状などについて調査の結果を取りまとめている。さらに今後の情報教育の在り方についての問題提起の方向も考えた。

4) 今後における教員需給の展望

第一次報告は、推計結果による結論のみを示したが、今回は小・中学校教員と高校教員の別に都道府県ごとに推計結果をグラフにより示した。

以上の報告について、会長より第二次報告について語り、これを了承した。

(10) 入試改善特別委員会（熊谷委員長）

第85回総会以後、2回の委員会を開催し、次の5つの事項について審議を行った。

1) 国立大学の入試の改善に対する今後の取り組み方について

現在、大学審議会及び中央教育審議会においても大学入試の在り方が検討されているが、今後国大協として、国立大学の入試制度についてさらに検討を進めていくために、文部省の大学課長から、両審議会の大学入試に関する審議状況等について説明を受け、国大協としてのこれ

からの入試改善への取り組み方などについて種々意見交換を行った。

2) 平成4年度の入学者選抜の基本方針について

本委員会としては『平成4年度の入学者選抜は、平成3年度に引き続き「連続方式・分離分割方式併存制」で行うことが望ましい。』ことを確認し、この旨を今回の総会に報告することとした。この件については、本総会においてご協議をお願いしたい。

3) 「国立大学の入学者選抜についての平成3年度実施要領」の一部変更(案)について

大学入試センターから、『現在、各大学から「3月14日午後8時まで」に大学入試センターへ通知することとなっている「前期日程」試験の合格者及び入学手続き完了者リストを「3月14日午後5時まで」に通知してもらえれば、これまで「全大学のデータ」として提供していた「前期日程」試験の合格・入学手続き完了者資料を、従来から国大協より要望のあった「各大学毎のデータ」として提供することが可能である』旨の連絡があった。

これを受けて審議した結果、これは従来から出されていた多くの国立大学の要望に沿う改善であると考えられることから、実施要領の一部を変更して平成3年度入試から実施できるよう今回の総会に提案することとなり、この旨を総会に先立って各国立大学長あてに連絡することとした。この一部変更案についても本総会でご協議願いたい。

4) 「平成3年度第2次試験実施上の申し合わせ事項」の(7)について

これは第2常置委員会から本委員会に対して照会のあった事項についてである。

すなわち、分離分割方式の後期日程の2段階

選抜に係る第1段階選抜の結果の発表日（3月2日まで）は、第2常置委員会の協議を経て特別措置がとられることとなっているが、特別措置を希望する大学がその都度第2常置委員会の協議を経ることなく特別措置をとることができるように運用を改めてはどうかという旨の照会があったことに対し、本委員会として種々意見の交換を行った結果、現時点ではこれまでの方式を変更しないのが妥当であるという結論となり、これを第2常置委員会に回答することとした。

なお、この件に関連して話題となった入学検定料の返還問題については、今後文部省において十分検討願いたい旨を文部省大学入試室長に伝えた。

5) 共同プロジェクトに対する支援について
国大協・入試改善特別委員会に対して国立大学入学者選抜研究連絡協議会（略称：入研協）会長から、大学入試に関する共同研究プロジェクトの実施に当たって、国大協としても全面的に支援をお願いしたい旨の要請があり、本委員会として種々意見交換を行った結果、各大学の自主性を尊重しつつ、出来る限り協力するよう前向きに対処することとした。

以上の報告・説明があったのち、次の事項について協議した。

1) 平成4年度入学者選抜の基本方針について

会長から、平成4年度入試の基本方針は平成3年度と同様とする件が諮られ、異議なく承認された。

2) 「国立大学の入学者選抜についての平成3年度実施要領」の一部変更(案)について 会長から、この一部変更(案)について諮り、

異議なく承認された。

4. 平成3年度入試の合格者発表日について

会長から次のとおり報告があった。

平成3年度入試の前期日程を除く合格者発表期限である、来年の3月23日が土曜日のため私学併願の受験生に配慮して前日午後1時までにはどうかという考えがあり、各大学に照会したところ、ほとんどすべての大学から22日までに発表する予定とのご回答をいただいた。ご報告申し上げるとともに、ご協力に感謝したい。なお、検討中の大学にあっては、ご配慮願えれば幸いである。

5. 大学入試センターからの説明

まず、有江大学入試センター所長から概ね次のとおり挨拶と報告があった。

第1回目の大学入試センター試験は国大協のご支援をいただき各大学と共同実施し無事終了できたことに感謝申し上げます。来年1月に予定されている第2回目の大学入試センター試験の実施については、第1回目の試験実施結果による各大学からの改善意見を、センター内の各委員会にはかった上5月14日に国公私立大学長で構成されている「大学入試センター試験協議会」において実施方法全般について了承をいただくことができた。また、大学入試センター試験の発足と同時に、各大学の進学情報を大学進学志望者に提供することになったが各大学における教育・研究の内容、入試の状況あるいはキャンパスライフの実情等の情報を各大学の協力を得て行うことにしている。今後とも大学入試センターにご支援をお願いしたい。

ついで、田保橋副所長から、配付資料に基づき次のとおり説明があった。

(1) 平成3年度大学入学者選抜実施要項について

前年度とは特段の変更はない。

(2) 平成3年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項について

前年度と異なる主な点は、①一部教科・科目の時間割の変更②試験成績に係る統計数値の発表時期③国語の分野別成績の提供、などである。

なお、追試験の実施会場は、東日本は「東京商船大学」、西日本は「神戸大学」をお願いすることになった。

(3) 平成3年度大学入試センター試験「受験案内」の主な改正事項

各大学及び国大協等の意見を参酌して改正したものであるが、その主な改正点は、①試験時間割②ドイツ語、フランス語、工業数理等科目の事前申告制、③首都圏の試験地区区分の一部修正などである。

(4) 平成3年度大学入学者選抜における大学入試センター試験新規利用大学

平成3年度から新たに大学入試センター試験を利用する大学は、公立2、私立5である。これにより7大学増え、155大学(国立95、公立39、私立21)が大学入試センター試験を利用することになる。

(5) 平成3年度大学入学者選抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会(第1回)開催日程

入試担当者連絡協議会(各大学を対象)は8月下旬に、高等学校を対象とした説明協議会は7月中旬に各地区毎に開催する。

(6) 「平成4年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について(通知)」

文部省から、「平成4年度大学入学者選抜に係

る大学入試センター試験実施大綱」がすでに通知されたところだが、大学入試センターでは、この実施大綱に基づき「平成4年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等」を定めたものである。

(7) 大学入試センターにおける大学情報提供事業について

大学入試センターにおける大学情報提供事業についての最終報告は、国大協等の意見を踏まえ、まとめたものであり、すでに各大学にもお送りしている。

6. 各地区学長会議の状況報告

会長から、前回総会以降、今総会までに開催された各地区学長会議若しくは懇談会の状況を各当番大学からご報告願いたい旨発言があり、それぞれ次のような報告があった。

(1) 北海道地区(伴北海道大学長)

5月29、30日に開催し、次の2点について意見交換を行った。

1) 平成2年度の入学者選抜について

平成2年度の入学者選抜について、平成元年度との対比を各大学から詳細に報告をしていただき、平成3年度以降の参考とした。

2) 地区留学生交流推進協議会の設置について

北海道地区留学生交流推進協議会を昨年11月1日発足させ、同協議会を札幌地区に置くこととした。

また、国大協の動向について、各常置委員会委員及び特別委員会委員から審議状況について報告を受け、意見交換を行った。

(2) 近畿地区(出口奈良女子大学長)

5月25日に開催し、次の2点について意見交換を行った。

1) 一般教育の現状と改善について

主として一般教育の実施組織について協議した。一般教育の重要性については共通の認識があるが、各大学の事情に応じた改善等について意見交換を行った。なお、各大学の特長を生かした積極的な改革への取り組みに対して、文部省の理解と強い支援が望まれるところである。

2) 当面する諸問題について

教室系技術職員問題を中心として意見交換を行った。

(3) 中国・四国地区（中内高知大学長）

5月28、29日に開催し、国家公務員の完全週休二日制の検討推進上の諸問題について意見交換を行った。

平成4年度から国家公務員の週40時間勤務がはじまるが、授業日数・時間、病院及び幼稚園の運営及び勤務時間割振り等の問題点、また、その対応について意見交換を行った。

(4) 九州地区（安藤九州芸術工科大学長）

今回は、国大協の会長にも出席していただき、5月29、30日に開催し、次の2点について意見交換を行った。

1) 大学審議会「大学教育部会における審議の概要について」に対する各大学の意見について

一般教育の大綱化、大学評価の問題及び学位制度について意見交換を行った。

2) 当面の諸問題について

第6常置委員会で検討している大学財政基盤の調査研究会についての説明があった。

7. 当面の問題について

——大学審議会への対応について——

(1) 大学教育部会の「審議の概要」について
第1常置委員会（新野委員長）

4月18日に委員会を開催し「大学審議会大学教育部会における審議概要」について討議した。これについては、さきに各大学長の意見を伺ったところであるが、委員会では当日までに寄せられた各大学の意見をもとに討議した。（その後6月1日までに計58大学から意見提出があった。）その結果、各大学から寄せられた意見のなかには、共通した意見もあるが、項目によっては意見の分かれているものもあり、また、「審議概要」そのものの内容が、まだ必ずしも明確となっていない部分も多いので、現段階においては、学部における教育研究上考慮されるべき重要な基本的問題を述べるとともに、「審議概要」でとり上げている若干の事項について意見を述べることとなった。

これにより、とりまとめたのが「大学審議会大学教育部会における審議の概要（平成元年7月27日）」についての意見（案）である。これには、参考資料として「国立大学の役割と今後の課題」（昭和61年11月12日 第1常置委員会）を添付することとした。

なお、各大学の意見を十二分に反映されるためには、大学として意見をまとめられた場合は、国大協に提出するのと併せて大学審議会にも直接意見を提出することが望ましいと思う。

ついで、概ね次のような質疑応答・意見交換が行われた。

○ 今後、大学審議会あてにも意見を提出して

ほしいとのことだが、同審議会は受け取った意見を集約できるような場になっているのか。

- 大学審議会総会のメンバーには、大学関係者以外の者も委員になっているが、大学教育部会ではほとんどの委員は大学関係者であるので、同部会においては十分議論できるものと思う。
- 国大協の現場（大学）の問題点等を率直に理解してもらうために、大学審議会の委員と国大協の会長、副会長と話し合う機会をつくる方がよいのではないか。
また、国立大学の抱える問題点をどのように世間に認識してもらうかも一つの課題だと思う。
- 国大協として、これだけは実現させたいというものを一つに絞って、大学審議会あて建議すべきではないか。この場合、財政基盤の確立が一番大切なことと考える。
- 文教予算、特に高等教育の総額を増やしてもらうようあらゆる手段を使って政府・文部省等に要請する必要があるだろうと考えている。
- 当面は大学審議会にどう訴えていくかを考えるべきではないか。

以上のほか字句の修正意見等があったのち、会長から「大学審議会大学教育部会における審議の概要（平成元年7月27日）」についての意見（案）は基本的に賛成されたものと考えるので、その文面については、本日の議論を踏まえ、第1常置委員会委員長、会長及び両副会長で協議し一部修正の上、国大協の意見として大学教育部会へ提出したい旨の提案があり、これを承認した。

(2) 大学院部会の「審議の概要」について

大学院問題特別委員会（高橋委員長）

大学院問題特別委員会で「審議の概要」に対する各委員の意見を持ち寄り検討しまとめたのが、資料「大学審議会大学院部会における審議の概要について」に対する見解」であり、6月4日付けで各学長宛送付してあるので、お読みいただいたものと思うが、項目によっては意見を併記し、学位の種類については大綱化されるという前提で意見を述べてある。また、財政の窮乏状況については、昭和62年までに出した3冊の報告書で十分訴えているので、ここでは簡単に触れるにとどめた。

以上の説明があったのち、概ね次のような質疑応答・意見交換が行われた。

- 自己評価というより、むしろ大学の自己の情報公開であると考え。評価するのは広く世間であって、大学自体が自身に評価するのではない。教育・研究活動を情報公開する、それによって世間の評価を求めるという作業をここでは自己評価としているのではないか。
- 臨時教育審議会、大学審議会及び今回の中央教育審議会と続いて日本の戦後の教育政策が変わりつつある。それへの根本的な国大協の対応がなければならない。たとえば、国立大学の法人化、大学の平等化等からの再編成という流れが他方にあるのだということを考えるべきである。
- 大学の評価の問題については外国の事例もあるが、わが国には必ずしもなじまないのではないか。大学審議会へ報告された内容は、自己評価を中心に考えることとし、自己点検という言い方をして、同時に自己点検に徹し

てその上で自己評価に努めるものとする、というかたちで整理の仕方をしようということになっている。

以上の質疑応答、意見交換等があったのち、会長から「『大学審議会大学院部会における審議の概要について』に対する見解」については、6月30日まで各大学の意見を伺うことにしてあ

るが、大学院部会の次の報告をまとめる時期が迫っている事情もあり、その前にこれを提出したいので、本総会で国大協の「意見」としてまとめたい旨語り、承認された。

なお、文案については、本日の論議を踏まえて、大学院問題特別委員会委員長並びに会長、両副会長に一任することが了承された。

第86回総会（第2日）

日 時 平成2年6月13日（水） 10：00～15：00
場 所 学士会館（神田）210号室
出席者 各国立大学長

1. 「大学審議会大学教育部会における審議の概要（平成元年7月27日）」についての意見（案）について

会長から、本件については、昨日の総会において、第1常置委員会委員長並びに会長及び副会長に、その最終的な取りまとめを一任いただいたが、本日配付のとおり、既にその修正案が出来上がっているの、新野第1常置委員会委員長からご説明願いたい旨述べられたのち、同委員長から、修正箇所について詳細な説明があった。

ついで、本修正案について、さらに若干の修正意見が出され、おわりに会長から本案については、ただいまご指摘いただいた点を踏まえ、更に加筆・修正したものを成案とし、これを大学教育部会へ提出したい旨述べられ、了承された。

2. 「大学審議会大学院部会における審議の概要について」に対する見解について

会長から、本件についても、昨日の総会にお

いて、大学院問題特別委員会委員長並びに会長及び副会長に、その最終的な取りまとめを一任いただいたが、昨日は必ずしも十分な討議時間をとれなかったの、本日更にご議論いただきたい旨述べられ、①学位授与機関設置の問題に関連して、人文・社会系の学位授与が最近増加している状況、②「学士」との区別とその対応、③論文博士存続の是非、④自己評価・自己点検の必要性と、その結果の予算要求への活用、⑤教育評価とその困難性、等について意見交換があった。

3. 教育・研究条件の改善策について

会長から、大学の教育・研究環境の改善を図るためにどのような努力をすべきか、また財政的な裏付けをどのようにすれば改善できるか、さらに現在の施設の実態、面積等について、調査をしておいたほうがよいのかということも含めてご意見を承りたい旨述べられ、主として以下のような意見が出された。

○ 調査をするとすれば、今後の何十年かを見

透し、大学がなにを狙い、どこを強化する必要があるのかを調査する必要がある、また、足りないところは何をどこまで足さないと大学の使命が果たせない、ということ調査する必要がある。

行政の自己評価の欠如という政治風土が、大学、大学の研究体制、学術行政に一番大きなしわよせがきていることを考え、我々自身の自己点検、自己評価も大切であるが、国のビジョンに対する自己評価が同時に成されることを希望する。

- 日本も高等教育に関して、25年から30年計画といった長期的な展望を持つべきであり、その長期的な展望を持つべく社会に訴えると同時に、大学が果たしている役割をうったえ、公共投資10カ年計画の中でも大学の教育水準の抜本的改善のために、国立大学の施設・設備の充実を計って欲しいことを訴えていきたい。
- 国立大学が施設・設備の面で貧窮しており、それを打破することは大変重要な問題であると感じている。問題点がどこにあるかについてはある程度明確になっていると思う。

一つはゼロシーリングの問題、もう一つは文部省の予算の中での初等中等教育と高等教育の配分の問題であり、欧米に較べて著しく高等教育の割合が少なくなっていることにある。従って、世論、マスコミ、政財界等を含めて、大学に対する理解を深めながら、同時に大学の役割の重要性を認識してもらわなければならない。また大学の方も、大学に対する厳しい批判に対して、例えば国立大学白書のようなものを出すなどして、十分に対応する必要があると思う。

大学の財政の問題に関しては、公共投資10

カ年計画の問題についても、文部省と相互理解を深めながら、共通の目標に向かって進む必要があるのではないかと考えている。ただ科研費等については、その中でも公共投資的なものに含められるものはその中に含めて考え、経常的な研究費が減らないように、施設・設備の拡充を図れるような方策を講じる方法を考えていただくことが望ましいと思う。

- この時期に国立大学の施設・設備を強化しなくて、何時このようなことを言うことができるのか。ここで声をあげなければ、国立大学は外に対して発言するチャンスをなくしてしまい、財政的な状況はよくなると思う。
- 文部省関係のODA予算の枠を拡大する決め手が必要である。

もう一つは、公共投資の中に文教施設、大型設備費等の割合を増やすと、学生の積算校費、教官の積算校費、あるいは教官の旅費等の経常部門が減ることがあり得るので、どちらを重視するかが問題になると思う。

- 私は、国立大学の存在価値をもっとはつきりさせるような強い主張をすべきだと思う。人類の文化の繁栄・進歩のために、いかに大学教育というものが重要であるかを訴えることは、今日経済大国と言われる日本の国際的地位から見て、重要な責務であると思う。政府の資源配分という点で、社会福祉、社会保障、あるいは軍備と競合するのは当たり前であり、競合を恐れているのは資源は獲得できない。

そこで、そういう資源配分を受けるために、どのように国立大学の貧しい財政状況をアピールすべきかが問題となる。学術論文を書くような形では、僅かな集団にしか読まれないものになってしまうので、私は、もっと人の

心を動かすような、レトリックの効いた文章を考え、パブリックに意見を述べるべきであると考えており、直接新聞の紙面を買って、広告として出すことを提案したい。

- 教育・研究条件の改善の問題については、一昨年12月に「建議」を出しており、対外的に意見を表明する時期は過ぎたと思っている。むしろ今はアクションプログラムを作るべき段階だと思う。秋の総会までに合理的な提案を考えていただき、この2日間の討議で出された問題を具体化させる方向づけをしていただきたいと思う。

もう一つは、定員削減により、学生数が増えているにもかかわらず、職員の人数が大幅に減っているが、このことは定員外の職員を雇うことにつながり、その分教官の研究費が割かれるということになる。財政問題として、施設・設備の問題も重要であるが、同時にこのような人員の問題についても考えていただきたい。

最後に会長から次のような提案があり、異議なく承認された。

大学審議会関係において、大学審議会に属する大学関係の委員の方たちとの話し合いをした方がよいのではないかという意見が多かったので、会長、副会長、及び関係委員会の委員長プラスアルファで、この大学関係の委員の方たちとの話し合いを進めさせていただきたい。

またいろいろな問題において、大学の窮状に

関すること、また、将来に向けて大学が考えていること等を、政府関係、その他各界の主な方々へアピールする必要があると思うが、そのアピールについて、両副会長、特別会計制度協議会のメンバーの一部の方々と協議させていただき、秋の総会において、報告かつお諮りさせていただきたい。なお各大学の考えていることについて、大学環境の調査などをさせていただき、間に合えば白書のようなものをまとめることも考えたい。

長期ビジョンということについて、国に対して国立大学を含む高等教育のビジョン、理想的には25年から30年計画の長期ビジョンを作らせるにはどうしたらいいか、西島京都大学長に検討をお願いしたい。

4. その他

(1) 第87回総会の日時・場所について
会長から、次回の総会は平成2年11月14日、15日、事務連絡会議は16日に開催したい旨述べられ、了承された。

(2) 退任予定学長に対する謝辞等について
会長から次回総会までに退任される予定の次の4名の学長に対して謝意が述べられた後、各学長から退任の挨拶があった。

菅野 正学長（宮城教育大学）

早川芳太郎学長（鹿屋体育大学）

久佐 守学長（山形大学）

太田 正光学長（名古屋工業大学）

以上をもって第86回総会を閉会した。

第53回事務連絡会議

日 時 平成2年6月15日(金) 10:00~12:00

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

(大学入試センター) 田保橋副所長

(日本国際教育協会) 木村総務部長

平間事務局長司会のもとに開会。

開会にあたり有馬会長から概ね次のような挨拶があった。

第53回事務連絡会議開催に当り一言ご挨拶申し上げます。

第86回総会は去る6月12日、13日の両日開催され、無事終了した。今総会の議事内容の詳細については、後刻事務局長から報告があると思うが、主な決定事項についてご報告申し上げたい。

入試関係では、平成4年度の入学者選抜について、平成4年度も平成3年度に引き続き「連続方式・分離分割方式併存制」で行うという基本方針を決定した。また、大学審議会への対応について審議し、「大学教育部会の審議概要」及び「大学院部会の審議概要」の二つの部会報告に対する国大協としての意見をそれぞれ取りまとめた。このほか、前回総会に引続き、国立大学の教育研究条件の改善方策、特にその裏付けとなる財政の問題について多くの時間を割いて論議した。なお、昨日開催された文部省招集の学長会議でもこの問題を話題とし、大臣はじめ文部省関係官にわれわれのおかれた窮状と高等教育の重要性を伝えた。

向後、国立大学の教育研究条件の改善のための財政の確立を各方面に訴え理解を求めることが緊要であるが、同時に、大学自身も教育研究等の自己点検、自己評価を怠ることがあってはならないと思う。なお、生涯教育への協力及び

18歳人口増に伴う入学者の受入れ増についても国立大学として応分の責任を果たさなければならぬものと個人的には考えている。

いずれにしても、大学を取り巻く環境は厳しいものがあるが、国立大学の充実発展のために事務局長をはじめ事務局各位のお力添えを切にお願い申し上げます。

以上のような挨拶があったのち、片山事務局次長より配付資料の説明及び会議日程の説明があった。

ついで、平間事務局長より次のように今総会の状況報告が行われた。

I 総会状況報告

1. 会務報告

平間事務局長より、別紙資料「第86回総会会務報告」等にもとづき、今総会において会長から報告のあった次の会務報告事項について説明があった。

(1) 要望書の提出について

昨年12月初めに、国立大学の入学科、検定料の増額改定の動きが伝えられたので、去る11月の総会でご了承を得たとおり、要望書「国立大学の学生納付金の改定について」を取りまとめ、昨年12月19日、高橋第6常置委員会委員長及び事務局長が文部省及び大蔵省に赴き、文部大臣、大蔵大臣宛に同要望書を提出、関係担当官に慎

重な配慮方を要望した。

(2) 外国大学長の招致について

平成元年度の外国大学長招致事業として、ポーランド国大学学長団を招くことになり、同国の3大学学長が昨年11月28日來日され、文部省、東京大学、筑波大学、高エネルギー物理学研究所、日本学術振興会、東京国立博物館、東京工業大学、京都大学、名古屋大学、日本大学を順次訪問視察し、12月7日帰国された。なお、同日、国大協主催の懇談会並びに懇親会を開催した。

(3) 中央教育審議会生涯学習に関する小委員会のヒアリングについて

昨年12月、中央教育審議会生涯学習に関する小委員会から意見を求められたので、両副会長とも協議し、12月8日開催の同小委員会における意見発表を阿南筑波大学長と太田横浜国立大学長にお願いした。阿南学長は所用のため文書をもって、太田学長はご出席のうえそれぞれご意見を述べられた。

(4) 平成2年度予算編成に関する文部省との懇談会について

文部省から申し入れがあったので、昨年12月13日、有馬会長、熊谷、前川両副会長、野村第4常置委員会委員長、高橋第6常置委員会委員長、西島京都大学長の特別会計制度協議会構成員が文部省の阿部事務次官、坂元高等教育局長、川村学術国際局長等から平成2年度予算編成の概要について説明を聴き種々懇談した。

(5) 「大学入試センターにおける大学情報提供事業について(中間報告)」について

昨年12月21日、大学入試センター所長から「大学入試センターにおける大学情報提供事業について(中間報告)」について意見を求められたので、第2常置委員会に検討を依頼し、その審議

結果に基づいて国立大学協会としての意見を両副会長とも協議して回答した。

(6) 特別会計制度協議会の開催について

去る5月15日、特別会計制度協議会が開催され、文部省から平成3年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて説明があり、国大協から、高等教育財政の振興、国立学校特別会計への一般会計繰入れの増額、文教施設費の拡大、定員削減の抑制、国際交流予算の充実、学生納付金の増額抑制等について要望し、種々意見の交換を行った。

(7) 全国大学高専教職員組合(全大教)との会談について

全大教からの申し入れにより、去る5月21日、第4常置委員会の野村委員長及び阪上委員が全大教の石井副委員長ほか数名と会見し、賃金改善に関する要望について懇談した。

2. 議事概要

平間事務局長より、総会における議事概要について、別紙配付資料をもとに次のように説明があった。

(1) 平成元年度国立大学協会歳入歳出決算について(「資料7」)

事務局から説明があったのち、加納監事から、監査の結果、適正に処理されている旨報告があり、異議なく承認された。

(2) 平成2年度国立大学協会歳入・歳出予算案について(「資料8」)

事務局から説明があったのち、会長から、本案については去る3月16日開催の理事会に諮り承認を得ているが、従来の慣行で総会にお諮りすることとしているので、追認願いたい旨述べられ、異議なく承認された。

(3) 各委員会の委員長報告と協議について

前回総会以後の各常置委員会および各特別委員会の審議状況について各委員長より報告があった。それらの報告事項は次のようである。なお、大学審議会の大学教育部会及び大学院部会の二つの部会の審議概要報告に対する意見のまとめを別議題としたので、第1常置委員会及び大学院問題特別委員会については「各委員会報告」とは別に協議が行われた。

1) 第2常置委員会

①平成3年度第2次試験実施日程に係る協議事項、②私費外国人留学生の入学選抜の実状調査結果、③「大学入試センターにおける大学情報提供事業について(中間まとめ)」についての意見、等について審議した。

2) 第3常置委員会

①就職協定順守問題、②学生の国民年金加入問題、③保健管理センターの活動、等について審議した。

3) 第4常置委員会

技術職員に関するアンケートのまとめ並びに「教官等の待遇改善に関する要望書」及び「人事院勧告の取扱いに関する要望書」の取扱いについて審議した。

4) 第5常置委員会

外国大学長招致事業の再検討と平成2年度招致国の選定並びに留学生問題について審議した。

5) 第6常置委員会

「大学の財政運営に関する基礎的研究」の科研費申請の件並びに平成3年度概算要求の取扱いに関する要望事項について審議した。

6) 学術情報特別委員会

複写権に関する問題について審議し、「大学における文献複写と著作権の問題についての見解」を取りまとめた。また、学術情報ネットワ

ークの整備問題について審議した。

7) 医学教育に関する特別委員会

「大学病院における卒後臨床研修」の中間報告案をまとめた。

8) 教養課程に関する特別委員会

「教養課程の改善に関する実情調査」を実施した。

9) 教員養成制度特別委員会

「教員養成に関する調査」の集計結果の第二次報告をとりまとめたほか、高校社会科の「地歴」、「公民」に改定されたことに伴う規則改正に対する各大学の意見を集約し文部省へ要望した。

10) 入試改善特別委員会

文部省大学課長から大学審議会の「大学入試に関する専門委員会」等の審議状況の説明を受け、大学入試のあり方の検討方法について協議した。また、平成3年度入試に関わる日程の一部変更案を作成するとともに平成4年度入試の基本方針を審議した。

(4) 各地区学長会議の状況報告について

昨年11月総会以降、今総会までの間に開催された各地区の学長会議における審議の状況について、各地区世話大学の学長より報告があった。

(5) 大学審議会への対応について

初めに、第1常置委員会の新野委員長より、同委員会が取りまとめた「大学審議会大学教育部会における審議の概要」についての意見(案)について説明があり、審議が行われた結果、一部修正を含めて最終的な取りまとめが第1常置委員会委員長及び正副会長に一任された。

なお、その成文はお手元に配付したとおりで、これを昨日大学教育部会に提出した。

次に、大学院問題特別委員会の高橋委員長より、同委員会が取りまとめた「大学審議会大学

院部会における審議の概要」に対する見解(案)について説明があり、審議が行われた結果、総会及び理事会(6月12日昼開催)で出された意見等を踏まえて、大学院問題特別委員会委員長及び正副会長に最終的な取りまとめを一任することが了承された。

(6) 当面する諸問題について

大学審議会の「大学教育部会における審議の概要」及び「大学院部会の審議の概要」の二つの部会報告内容に関し、学位、自己評価の問題等について種々意見交換が行われ、さらに、国立大学の教育研究条件の改善方策について、自己評価及び財政問題との関係を中心に意見交換が行われた。

(7) 第87回総会等の日時・場所について

次回総会は来る11月14日(水)、15日(木)、事務連絡会議は11月16日(金)、いずれも神田学士会館において開催することが決定した。

以上で第86回総会の全日程を終え、ついで午後3時より、会長、両副会長、第1常置委員会委員長、第6常置委員会委員長、及び大学院問題特別委員会委員長が出席して記者会見を行った。

以上をもって、平間事務局長からの総会関係事項についての報告を終了した。

II 大学入試センター及び日本国際教育協会からの連絡事項

初めに、大学入試センター田保橋副所長より、去る1月に実施した第1回の大学入試センター試験が無事終了したことに対する謝辞が述べられたのち、次の事項について説明があった。

(1) 平成3年度大学入学者選抜実施要項

去る5月23日開催の大学入試改善会議でこれが了承され、昨5月28日付文部省高等教育局長

名をもって各大学長へ通知された。これが平成2年度と相違するのは、主として日時に関してであり、あとは殆ど変りない。

(2) 平成3年度大学入試センター試験実施要項

これについては、文部省の「平成3年度入学者選抜実施要項」に基づいて大学入試センターとして決定のうえ去る5月28日付所長名をもって各大学長宛通知した。平成2年度と大きな変更はないが、相違するのは、試験場の受験者の滞留を来さないよう試験第1日目の時間割を一部変更したこと、成績の取扱い(得点調整)に関し新たに記載したこと、平均点、最高点、最低点、標準偏差等の統計数値を各大学への成績提供開始直後に発表することにしたこと、各大学への成績の提供について、国語の特定分野(近代以降の文章)の得点も含めることを新たに書き加えたこと、等である。

(3) 平成3年度大学入試センター試験「受験案内」の主な改正事項

試験実施日程のほか、試験時間割、試験地区区分(首都圏の広域化)、成績の提供方法、身体に障害のある入学志願者の受験特別措置、各選択科目間に著しい得点差が生じた場合の取扱い、等について、修正または新たに説明を加えた。

(4) 平成3年度大学入学者選抜大学入試センター試験新規利用大学

新たに公立大学2大学、私立大学5大学が利用することになった。

(5) 平成3年度大学入学者選抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会(第1回)開催日程

(6) 平成4年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱

平成2年5月28日付で文部省から「大学入試センター試験実施大綱」が通知されたが、平成3年度とは、試験の実施期日が平成4年1月11日（土）及び12日（日）と1日ずつ繰り上がったほかは殆ど変わっていない。

- (7) 平成4年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について（通知）

文部省の「大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等」を定めたが、その内容は平成3年度と相違がない。

- (8) 大学情報提供事業について（大学情報提供に関する調査検討委員会報告）

大学入試センターでは、センター内に大学情報提供に関する調査検討委員会を設置して、大学に関する情報の提供のあり方等について、大学及び高等学校等の関係団体の意見を求めながら検討をすすめた結果、このほど、最終的に「報告」がまとまった。

なお、例年刊行している「国公立大学ガイドブック」の平成3年度版を本年10月に発刊する予定で準備をすすめているので、ご協力をお願いしたいが、受験生にわかりやすく的確な情報の編集に努めたいのでご配慮いただければ幸いです。

なお、大学情報提供事業の一環として、昨年10月、岡山大学の協力を得て、岡山県内の各高校と国・私立大学が参加して、大学ガイダンスセミナーを試みたところ、幸い好評をいただいたので、引続き今年も8月、岡山大学で開催する予定であるが、他の地区でも開催することを検討中である。

- (9) 成績提供のオンライン化について

大学入試センターから各大学への成績提供に

ついては、予てから、オンライン化による迅速化を図りたいと考えていたが、今年度これの予算が認められたので、オンライン化のためのソフトウェアの開発を始めた。各大学のご協力を賜りたい。

以上のような説明があったほか、平成2年度入試の実施結果に関して、前期日程試験合格者・手続完了者で後期日程試験を受験しない者への入学検定料が返還できないことが問題となったこと、後期日程試験においては、前期日程試験の合格等による多数の欠席者が見込まれるので、大学入試センターから提供される「出願状況資料」などを十分に活用して2段階選抜を行い、できるかぎり受験機会を確保していただきたいこと、入学検定料の返還の問題については、今後文部省で検討されるものと思われる旨の説明があった。

日本国際教育協会木村総務部長

○ 日本国際教育協会の事業について

外国人留学生の受入れについて各大学には日頃何かとお世話になり、この機会を借りてお礼申し上げるとともに、当協会の事業についてご説明申し上げて、ご理解とご協力をお願いしたい旨前置きして、平成元年度財団法人「日本国際教育協会年報」（配付資料）をもとに、①「外国人留学生に対する福祉・援助」、②「元日本留学生のアフター・ケア」、③「各種試験の実施」、④「国際交流の推進」、⑤「留学に関する各種情報の提供（留学情報センター）」等、日本国際教育協会における諸事業内容について説明があった。

ついで、同協会編集の「留学生交流」の購読について要望があった。

以上をもって本日の会議を終了した。

第1 常置委員会

日時 平成2年6月11日(月) 10:00~11:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 新野委員長

関, 菅野, 川島, 将積, 早川, 西島, 高田, 三分一, 久保田, 田代, 池田各委員

青柳, 坂本各専門委員

新野委員長主宰のもとに開会。

議事に先だち委員長から、学長交代によって新たに委員になられた川島吉良浜松医科大学長、三分一政男山口大学長の紹介があった。

ついで委員長から、「大学審議会大学教育部会における審議の概要について」に対する意見を会長名で各大学に照会した結果、6月1日現在の集計では意見数67、大学数としては58大学となっている旨報告があり、多くの大学から貴重な意見を寄せられたことに対し感謝の意が述べられたのち、議事に入った。

〔議事〕

◎ 「大学審議会大学教育部会における審議の概要」について

初めに委員長より、前回の委員会で「審議概要」に対する国大協としての意見(案)を西島、高田両委員と委員長とで準備することになり、その後両委員と連絡をとりながら各大学から寄せられた諸意見を基に本委員会での論議も踏まえて、別紙の通り原案を纏めさせていただいたので、この原案についてご審議願いたい旨述べられ、配付の意見(案)の朗読があった。

引続いて委員長より、大学審議会の今後予定されている審議日程並びに意見(案)の骨子について補足説明があった。

以上について、主として次のような意見交換

が行われた。

- 大学に対する財政的措置の緊急性を訴えるには、これからの社会における国立大学の存在意義とその役割を明確に打出した上で主張する必要があるのではないか。
- かつて本委員会で纏めた「国立大学の役割と今後の課題」(昭61.11.12)をこの意見(案)に参考資料として添付してはどうか。
- 過日、九州地区の学長会議で「審議概要」の問題について意見交換が行われたが、その中で、設置基準の大綱化、あるいは学位授与機関等は、このまま実現に向っていくと予測する向きがあり、この際、国大協としての意見を明確に示すべきであるとの意見が多かった。
- 大学院設置基準は、予期したより早く省令改正が実施されたが、そのような事態になることも十分予想して対応を考える必要がある。
- 各大学から寄せられた意見に基づいて国大協としての意見を纏めると、どうしても各大学独自の意見がストレートに伝わりにくいので、大学としての見解を纏められた場合は、すでに数大学が実行されたように、その大学から直接大学審議会あるいは部会へ提出していただいた方がよいと思う。

以上のほか、大学における自己評価の基本となる項目、自己点検、一般教育の重要性からみ

た一定単位数の確保等について意見交換が交された。

ついで委員長より、意見（案）の骨子については、ご了承を得たものとし、細部の文言については、本日の意見を踏まえて修正する。ご指摘のあった「国立大学の役割と今後の課題」（昭

61.11.12)を添付することとし、これについての説明は意見（案）の末尾に記述する。以上一連の作業は、取り纏めに当たった委員と委員長にお任せ願ひ、理事会の議を経て総会に諮ることにした旨述べられ、異議なく了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2 常置委員会

日 時 平成2年5月11日（金） 13:30~15:40

場 所 国立大学協会会議室

出席者 末松委員長

小林、福士、菅野、久佐、吉田、太田、青野、武田、潮木、巽（代理：南山京都工芸繊維大学工芸学部長）、出口、坂田、田中、浅田、迎、松浦、光永、早川各委員

松井、金子、猪岡各専門委員

（大学入試センター）田保橋副所長

（文部省）早稲田大学入試室長

末松委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、巽委員の代理として出席された南山京都工芸繊維大学工芸学部長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 平成3年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて

このことについて、委員長より次のように述べられた。

平成3年度「実施要領」では、分離分割方式の後期日程試験の第1段階選抜の発表期限を3月2日までとしているが、東京大学から、同大学の「平成3年度後期日程試験の第1段階選抜の結果発表日を、前期日程試験の第2次学力試験合格者発表日（平成3年3月10日（日）とする）」ことを認めてほしい旨配付資料のとおり協議があった。同大学では、前期・後期両日程の

試験に併願し前期日程試験に合格した者については、その者が入学手続を完了したか否かにかかわらず後期日程試験の受験資格を失うこととしており、その者を除外して第1段階選抜を実施したいというのがその理由である。平成2年度に同大学からの同趣旨の協議を認めた経緯があるが、この取扱いについてお諮りしたい。

以上のような説明があったのち、協議が行われた結果、他大学に影響を及ぼすことにならないと判断されるので、同大学の意向を尊重し、昨年と同様の趣旨で申出を了承することとした。

関連して、委員長から次のように提案があった。

「分離・分割方式」の場合、3月2日までに発表する後期日程試験の第1段階選抜の合格者の中に前期日程試験の合格者が含まれるために後期日程試験の欠席者の見込みが困難になるこ

とのほか、後期日程試験の第1段階選抜で不合格となった者の中に前期日程試験の合格者が含まれる可能性もあり、第1段階選抜への批判がでる恐れもある。このような平成2年度の経験に基づき、平成3年度入試について「分離分割方式」で実施する大学・学部の中で、「後期日程の第1段階選抜の結果発表日を前期日程試験の合格者発表日と同日の3月10日とする」ことを希望する場合には、本委員会との協議を経ることなく実施することができるよう、運用を弾力化することには如何かと考えるが、ご了承が得られれば、入試改善特別委員会にこれについて意見を伺うことにしたい。

ついで、協議が行われた結果、この委員長の提案を了承した。

2. 国立大学・学部への私費外国人留学生のための入学者選抜についての調査報告書（案）について

委員長の要請で、松井専門委員より、「私費外国人留学生のための入学者選抜についての調査」の集計結果の取りまとめについて、前回委員会（2月19日開催）において、集計の統計数値及び記述回答の整理等についての指摘を踏まえて作成した、配付の「私費外国人留学生のための入学者選抜についての調査 調査結果集計（改訂版）」について説明があった。

ついで、委員長より、この「調査結果集計」を6月総会に報告したい旨諮られ、異議なく了承された。

3. 大学入試センターからの報告等について

大学入試センター田保橋副所長より、大学入試センター試験に関する次の事項について、配付資料をもとに説明があった。

- 平成2年度国立大学入学者選抜日程及び大学入試センターと大学間のデータ授受等日程関連表
- 平成3年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項（案）
- 平成3年度大学入試センター試験「受験案内」の主な改正事項（案）
- 平成3年度大学入学者選抜大学入試センター試験新規利用大学
- 平成3年度大学入学者選抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当連絡協議会（第1回）開催日程
- 国立大学入学者選抜研究連絡協議会第11回大会開催要項

引続き、同副所長から大学入試センター提案の検討事項について次のような説明があった。

1) 大学入試センター試験利用大学出願状況資料について

これについては、従来、国公立大学（産業医科大学を含む）の他大学併願状況を2月1日から10日の間の請求に基づき提供していたが、私立大学側の要望もあり、請求の期間を若干延長（2月18日まで）するとともに、原則として、その間に請求のあった大学入試センター試験利用私立大学を加え、大学入試センター試験利用大学間の他大学併願状況の資料を提供することにしたい。

2) 前期日程試験合格者で入学手続完了者データの提供について

これについて、予て各大学から、「全大学のデータ」として提供されているのを「各大学毎のデータ」として提供して貰いたい旨ご要望をいただいていたが、検討の結果、各大学から本センターへの「前期日程試験合格者・入学手続完了者リスト」の提出期限を、これまでの「3月

14日午後8時まで」を3時間早めて「3月14日午後5時まで」にしていただければ、「各大学毎のデータ」として、従来の期間に提供することが可能となった。

3) 大学入試センター試験等の成績資料の公開等について

① 大学入試センター試験研究開発部における成績資料の取扱いについて、大学・学部及び受験者の許諾がないかぎり、特定できる形では成績資料を研究発表に使用しないよう、自主的に研究論文等の発表要領等で規定することにしたい。

② 実施面での成績資料の利用について

新規に大学入試センター試験の利用を検討中の大学から、自大学受験者が大学入試センター試験を受験していた場合の成績の提供要請については、大学入試センターの実施方法専門委員会、運営委員会の議を経て、提供することにしたい。

4) 平成4年度大学入試センター試験の期日について

答案の読取り、採点、調査、編集等の成績処理に試験終了後14日間を要するので、平成4年度の実施期日は平成4年1月11日(土)、12日(日)としたい。

5) 大学入試センター試験に係る統計数値の公表時期の見直しについて

一部マスコミで報道されたとおり、大学入試センター試験の統計数値の管理のあり方などが問題になっている。大学入試センター試験の平

均点、最高点、最低点、標準偏差値等の統計数値の公表については、いわゆる、“輪切り”や大学の序列化への利用の懸念から、センター試験終了後一定期間を経てから、本年は4月26日に行ったが、最近、各大学における大学入試センター試験の利活用が弾力化し、個別学力試験も多様化するなど、状況が変化してきているため、これらの統計数値の公表時期を早めても特に問題はないと考えられるので、その方向で見直したい。

以上のような説明について、委員長から、大学入試センター提案の各事項について意見を求められたが、特に異議は出なかった。

4. 報告事項

(1) 「大学入試センターにおける大学情報提供事業について(中間報告)」について

このことについて、委員長より次のように報告があった。

大学入試センター所長から国大協に意見を求められた「大学入試センターにおける大学情報提供事業について(中間報告)」について、会長からの検討依頼を承けて、前回ご審議いただいた結果を金子専門委員のご協力を得て取りまとめ、会長にご報告した。これにもとづき、会長が両副会長とも協議して同「中間報告」に対する本協会としての意見を取りまとめたうえ去る2月23日付で同所長に回答した。

以上をもって本日の議事を終了した。

次回 8月8日(水) 13:30~16:00

第4 常置委員会

日時 平成2年5月21日(月) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 野村委員長

南部, 谷本, 平林, 阪上, 小出, 山崎, 上原, 下井, 前田, 小野, 高田各委員

小島, 熊沢, 中條, 日下, 横澤各専門委員

(文部省) 渡辺人事課給与班主査

野村委員長主宰のもとに開会。

委員長から、学長交代によって新たに委員に就任された平林真 北見工業大学長、高田弘 佐賀大学長の紹介、ならびに本日出席の文部省人事課渡辺給与班主査の紹介があった。

議事に入る前に、委員長から「教室系技術職員の組織化と研修の現況に関するアンケートについて(依頼)に対する各大学の回答のまとめ」を去る3月20日各国立大学長へ送付した旨の報告及びこの「まとめ」作成に関わった各委員に対し謝辞があった。

〔議事〕

1. 要望書(案)について

(1) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)について

初めに、委員長から、概ね次のように述べられた。

① 去る4月23日の小委員会で作成した要望書(案)(配付資料)によって審議を願いたい。

② 会長から、待遇改善に関する要望書の提出に当って、国立大学教官と私立大学教員の賃金格差について、実態調査を行ってはどうかという主旨のことを言われたが、国大協として私立大学教員の賃金実態を調べることは困難なので、人事院が把握していると考えられる私立大学賃金関係資料の利用が可能であれば、その方

が現実性があるのではなかろうかとお話した。

③ 昨年、待遇改善に関する要望書を人事院へ提出した折、指定職の適用拡大については相当難色を示していた。また、同時に要望事項の6項目の中の重点項目を訊ねられたので、今年は重点項目を絞っておきたいと考える。

④ 全大教執行委員長から国大協会長宛に「大学教官の賃金改善について」(配付資料)の要望書がきているが、その内容はおおよそ国大協の要望書(案)に盛られている。

ついで、概ね次のような意見の交換があった。

○ 教官は時間外勤務が非常に多い職種であるので、この点の配慮を強調してほしい。

○ 私立大学教授から国立大学教官へ移ってきた教授で、私大当時は年間総収入約1,200万円あったものが、約800万円に減収した例があり、一例ではあるが、一般的にかなりの格差があると思う。

○ 私立大学は諸手当が多いが、人事院は本俸ばかりでなくこれら諸手当の実態についても調べているであろうか。

○ 助手の給与問題は、助手の職制・地位・待遇などにも関係する問題であり、ひいては教務職員・技術職員にも関連してくる問題であるから単に助手給与問題という捉え方でな

く、関連してくる諸問題も念頭において対応する必要があろう。

- 人事院が民間の給与実態を調べるとき、給与勧告以外の目的には使用しないとの条件を入れて調べているはずであるから、国大協に人事院がその資料を示してくれるか否か疑問である。
- 国大協が私立大学教員の給与実態を調べ得る手段がないならば、国立大学から私立大学へ流出した教官数を調べてみてはどうか。

概ね以上のような意見交換ののち、委員長から次のように語り、了承された。

今年度の要望書(案)は、第1項目の教育職(一)の俸給体系の是正を最重点項目、第2項目の大学研究調整手当と第6項目の事務系の待遇改善を重要項目とすること。また、本日の審議を踏まえて小委員会では原案に若干の修正を加え、その成案について各委員の了承を得たうえで、来る6月12日の国大協総会へ提案したい。

なお、本協会が今後要望内容の実現に向けて積極的に取り組む考えであることを、要望書を提出する折に人事官などに口答で話す予定である。

(2) 人事院勧告の取り扱いに関する要望書(案)について

審議の結果、昨年度と同様に、勧告内容や政府の動向を勘案しながら関係省庁へ提出することとし、要望書(案)の文案の作成、提出の時期は、会長と第4常置委員長に一任させていたでくように理事会および総会で了承を得ることとした。

2. 教室系技術職員問題に関する今後の進め方(第1常置委員会との合同小委員会)について

このことについて、委員長から概ね次のように述べられた。

① 本委員会としては、各国立大学に組織化のモデル案を示したり、回答のまとめを送って組織化の参考に供したりしたことによって、各大学ではそれぞれ独自の判断に基づいた組織化を検討しているはずであり、すでに数大学で組織化が進みつつあるようである。

② 研修問題は、第1常置委員会との関連において、今後どのような形で具体的に進めていくか、本委員会としては、どのような形で関わっていくのか、問題点はどこにあるのか、などのことがまだ残っている。

③ 組織化と研修の問題は、第1常置委員会との関係もあるので、この点を配慮しながら慎重に対応していく必要がある。

④ 本委員会と第1常置委員会との合同小委員会には、本委員会側としては現在の小委員会委員の参加を予定しているが、第1常置委員会側の出席者や開催日などについて新野委員長と相談中である。第1常置委員会としては、組織化と研修問題についての状況、経緯、および変遷などについて知りたいようである。

⑤ 今後開かれるであろう合同小委員会での審議の結果、この問題は合同小委員会の範疇を越える問題であるとの結論になれば、特別委員会の設置のことも相談する必要があると考えている。

続いて、第1常置委員会が知りたいと望んでいる組織化と研修問題の経緯などについて、概ね次のような発言があった。

この問題は、技術職員の待遇改善問題から出発しているので、本委員会が担当するに至った経緯があるが、待遇改善問題の検討を突っ込んでいくと制度問題と微妙にからむ点があり、本委員会の守備範囲を大きく逸脱することのないよう考慮しながら慎重に検討をつづけてきた。今回、回答のまとめという若干制度問題ともからんだ提言をすることによって、待遇改善問題の第1段階の課題をクリアしたが、最終目的である専門行政職移行の課題は、まだ条件が整っていない現状である。つまり、組織化という制度的な問題と、研修Ⅰ及び研修Ⅱ特に資格認定システムを目指す研修Ⅱの問題を整備しないと専任職への移行は困難である。このように待遇改善問題を進めていくうえで、制度問題と研修問題は避けて通れない問題であるので、第1常置委員会の方々には十分理解していただきたいと思う。

ついで、横澤専門委員から、東京大学におけ

る組織化の現状について、配付資料に基づき具体的な説明があった。

以上の発言をうけて、技術職員問題の今後の取り扱い方について意見交換があったのち、委員長から次のように述べられ、了承された。

本委員会の今後の進め方としては、第1常置委員会との話し合いの結果にもよるが、研修Ⅰの基本の上に立った研修Ⅱは専任職移行の大事な柱になると考えるので、研修Ⅰとともに、研修Ⅱの検討を深めたい。また、その他の教職員の待遇改善問題にも力を入れていきたい。

3. その他

日々雇用職員、非常勤講師などが、一定の勤続年限に達したときの永年勤続表彰又は感謝状などの贈呈の取り扱いについて、意見の交換があった。

以上をもって、本日の議事を終了した。

第5 常置委員会

日 時 平成2年5月28日(月) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 太田委員長

坂村、浜田、原(代理:若林学生部長)、平山(代理:山下学生部長)、角田、嶋田、川島、山田、後藤、今堀、安藤、東江(代理:奥田学生部長)各委員
栗岡、平川各専門委員

(文部省)中西留学生課長、小口教育文化交流室長、岡本国際企画課課長補佐、鈴木教育文化交流室専門職員

太田委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より新しく委員に就任された坂村貞雄帯広畜産大学長、及び原、平山、東江各委員の代理としてそれぞれ出席の若林俊雄東京外国語大学教授、山下恒雄東京芸術大学教授、奥田佳朗琉球大学教授、並びに文部省の中西留学生課長、小口教育文化交流室長、岡本

国際企画課課長補佐、鈴木教育文化交流室専門職員の紹介があった。

[議 事]

1. 平成2年度の国際交流及び留学生関係予算について

初めに、中西留学生課長により、このたび設

置した「21世紀に向けての留学生政策に関する調査研究協力者会議」について次のように説明があった。

現在、留学生10万人受入れ政策が進行中で、政策開始時点の昭和58年の留学生1万人から、平成元年5月1日現在で3万人余と留学生の受入れも着実に増加している。しかしこの間、社会状況の変化が留学生数の増加等に伴い、現地での日本語教育の実施等政策立案の段階で予想できなかった問題、また政策には盛り込まれていたが日本語教育も含め大学の受入れ体制の見直しの問題等、種々の指摘が大学関係者や留学生から出されていて、今後10万人計画を推進するためにはどのような施策をとるべきかという観点から、新たな調査研究を行う必要があるということで協力者会議を本年5月に設置した。今後の予定は、この協力者会議で方針を定め、個々の具体的問題は専門委員を委嘱し検討の上、それを再び協力者会議で審議し、平成4年を目途に提言を取りまとめていただく予定である。

引き続き留学生課長より配付資料「平成2年度文部省留学生関係予算主要事項」に基づき留学生関係予算の説明があった。

次に、岡本国際企画課課長補佐より学術の国際交流について配付資料「国際学術交流関係予算」に基づく説明があった後、引き続き配付資料に基づき「国際文化交流行動計画」の説明があった。

以上の説明の後、概ね次のような意見交換があった。

- 文部省の努力にもかかわらず留学生関係予算は不足している。ODA予算を増し、その充実を図れないか。

- 現在、留学生関係予算のほとんどはODA化されている。ODA予算は発展途上国への援助資金で省庁別に割り当てられ、文部省の額は少ない。この予算は最大8%増が認められるが、従来の割当て額が少ないため、仮に8%増が認められても総額はそれほど大きくならないという悩みはある。今後とも留学生関係予算を充実すべく努力しているのでご理解いただきたい。
 - 先程説明の「21世紀に向けての留学生政策に関する調査研究協力者会議」の委員に外務省等のODA予算関係者がいない。そういう人達に委員を委嘱し、文部省として積極的にODA予算の導入を訴え協力を得ることが必要である。
 - 協力者会議で基本方針を審議決定し、それを受けて、外務省・法務省等関係省庁の適任者に専門委員を委嘱し、専門家による委員会を設置して具体的な施策を論議いただき、行政的にも適切に対応してゆきたいと考えている。
 - 関係省庁の人に協力者会議の委員を委嘱し、その協力を得つつ基本方針を決めた方がよいのではないか。
 - 基本的に、留学生政策を立案するのは文部省の役割で、例えば海外における留学生の募集選考、帰国後の留学生に対する援助等の具体的施策について、従来通り外務省の協力を得て実施してゆきたい。
- また、外務省はジャイカ等多額の国際協力開発関係予算をもっているが、文部省も外務省と連携をとり、ジャイカの予算で現地に研究施設を建設してもらい、そこを拠点に学術交流や研究交流を図る等のこともしている。
- 日本は発展途上国に対し、建物・機械等の

ハード面の援助が多いが、現地ではそれを使いこなすソフト面で困っているようであるので、文部省にあってもその点十分配慮されるようお願いしたい。

- 留学生10万人計画が進行中だが、留学生の健康保険についての文部省の考えを伺いたい。
- 現在、日本国際教育協会が全留学生を対象に医療費の8割補助を実施している。しかし、これは2割が自己負担となるので、将来的には自己負担率約6%の国民健康保険の加入をすすめたいと考えている。
- 現在、留学生の大都市集中化の傾向があるが、将来的見通しを伺いたい。
- 国費留学生は大学を指定できるので、地域等を配慮している。しかし、私費留学生についてどのような施策がとれるか協力者会議でも話題になったが、結論は出なかった。
- 留学生10万人という数の全大学生に占める割合、及び国際的に見て、その受入れ数は妥当なものか。
- 最終的に留学生10万人を受け入れた時点での全大学生に占める割合は20分の1程度となるろう。また、現在の全世界の留学生数は約100万人と言われ、その内アメリカは35万人、フランス12万人、ドイツ8万人、イギリス8万人で、それに比べ日本は現在3万人余である。概ね以上のような意見交換があり、この件に関する協議を終了した。

2. 平成2年度外国大学長招致事業について

このことについて、小口教育文化交流室長より次のように述べられ、了承された。

前回委員会で、本年度は中国と韓国より学長を同時に招致したい、また同時招聘が困難な場

合は中国を優先して招致したいとの決定をうけ、早速外務省等の見解も聞いたところ、当事業は公的な性格も強いので、相互に国交のない中国と韓国を同時に招致するのは困難とのことであった。

なお、同時招聘が困難な場合は中国を優先して招致したいというのが当委員会の決定であったが、文部省としては本年度の全体の事業計画も勘案し招致国を決めさせていただければと思う。

続いて、招致事業について概ね次のような意見交換があった。

- 前日も、各地の大学等を訪問視察する他、留学生問題とか、研究者交流等のテーマで、シンポジウムの開催の提案があり了承された。については学長招致の文書に、シンポジウム開催及びその際の講演も依頼し、その準備をしてもらった上で来日してもらったらどうか。
 - 中国の場合、留学生数も多いので、日本語教育、受入れ体制、帰国後の動向等の諸問題をテーマにシンポジウムを開催することは両国にとって有意義と考える。
 - 招致国の学長だけでなく、日本側も第5常置の委員長等テーマにそった講演をする必要がある。
 - シンポジウム開催大学、テーマ、講演者、シンポジウムの内容を冊子にまとめる等色々検討すべき事柄があるが、この件も含め、本年度の外国大学長招致事業について委員長及び教員委員・専門委員で検討願いたい。
- 概ね以上のような意見交換の後、委員長より次のように述べられ、了承された。
- 本日も協議いただいた趣旨を踏まえ、招致国が決定した段階で、教員委員・専門委員とも相

談し、招致事業の案を作成したい。

3. 留学生問題について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

昨年実施した当委員会所属学長に対する「留学生問題に関するアンケート」調査結果に基づき、既に2回に亘り意見交換を行ってきたが、今秋の総会を目的に問題点や提言事項を整理し、報告書等の形に取りまとめたいと考える。そこで本日は、提言内容、取りまとめ方法等についての意見を伺いたい。

これについて概ね次のような意見交換があった。

- 最近、各大学に留学生への日本語教育実施のため教官が配置され日本語教育に従事しているが、その他に例えば英国のCAIのようなものの作成を検討する研究グループを設け、日本語教育の一層の促進を図る必要もあるのではないか。
- 私共の附属日本語学校に教材研究の専門の教官がおり、最近、教材を出版物としてまとめたが、これはCAI化するとしても、その基礎作業の段階であり、実現するためには専門家によるワーキング・グループを設け、経費・時間等もかけ大規模な形で研究を行う必要がある。
- CAIの研究を推進し、視聴覚機器による日本語教育を早く確立すべき方向にあることは確かである。
- 母国語の相違により外国語の修得時間数も異なってくるので、日本語教育についても母国語の違いにより、教育方法等キメ細かい対応が必要である。
- 例えば、アメリカ人が外国人に米国語を教育するのは一時的には成功するが、長期的に見ると失敗しているように感じられる。むしろ逆に、その言語を修得している同国人が教えるというプログラムの方が結果的に成功しているように感じられる。CAI化の一層の推進を図るためには、日本語のできる各国の外国人の協力を得ることが必要である。
- 日本文化の勉強には高度の日本語能力が必要だが、理工系の大学院の場合、専門用語や日常会話程度の能力でも特に支障ない等、どの専門分野を学ぶかによって要求される日本語能力も異なってくる。現在、私費留学生統一試験があるが、これには日本語の試験は含まれず、各大学は日本語能力試験を参考に入学者選抜を行っている。しかし、これは大学入学者選抜を目的とする試験でないため、私費留学生統一試験に日本語を加えるべきとの意見があり検討中である。それが導入された場合、最終的な入学者選抜の判断は各大学に委ねられるが、専門分野毎に日本語能力の水準を設定するようなシステムを作成したらどうか。
- 学部学生には教養課程教育があるので、かなりの日本語能力がないと専門課程に進学できない留学生が出る可能性もある。
- 私の大学では大学院に入学する留学生に半年間の日本語教育を実施しているが、留学生には本国で日本語教育を受けている者から全く日本語を学んでいない者まで、その水準は様々で日本語教育に苦勞している。
- 留学生10万人計画の実現のためには、教材開発の基礎研究から始め、ティーチング・スタッフや教育施設を受入れ数に応じた規模に整えると共に、宿舎を整備充実する等、受入

れ体制の整備を図ることがまず必要である。

- 母国で日本語教育をうけた後、留学希望大学より入学の許可があった者が来日して留学するというのが基本と考える。そのためには、諸国に日本語教育実施のための種々の援助を行うことが必要であろう。しかしすべての国にそのような施設を設置することは不可能なので、現行のような留学生のための日本語教育機関も引き続き設置しておくことも必要である。
- 現在、日本国際教育協会で私費留学生統一試験の海外での実施を検討している。これが実現したら、この試験を用いて大学入学者選抜を実施することも可能となろう。
- 現行制度では留学生担当教官は講師止まりである。しかし、彼らには留学生の教育のみ

ならず、教育方法等も研究してもらいが必要があり、そのためには助教授・教授への途を設けてほしい。それがないと良い人材も集まらない。

概ね以上のような意見交換の後、委員長より次のように述べられ、了承された。

「留学生問題に関するアンケート」調査結果、及びアンケート回答についての協議も踏まえ、小委員会（委員長、教員委員、専門委員の6名で構成）で提言的な内容も盛り込んだ形で調査結果を取りまとめ、次回の当委員会に原案を提出し審議いただいた上で、今秋開催の総会に提出したい。

以上をもって本日の協議を終了した。

第6常置委員会

日時 平成2年5月14日(月) 14:00~16:00

場所 学士会分館6号室

出席者 高橋委員長

東野、細谷、馬場、松村、竹内、林、塩野谷、高安、加藤（代理：大谷岐阜大学付属図書館長）、尾上、西田、高橋（克）、木村、中内、糸賀各委員
青柳、一宮、菴谷各専門委員

（文部省）泊大学課長、佐々木研究機関課長、原第二予算班主査、徳永大学課課長補佐、小村研究機関課課長補佐

高橋委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長から、新たに委員として出席された細谷東北大学教授、塩野谷一橋大学学長及び中内高知大学学長、並びに本日特別にご出席願った文部省の泊大学課長、佐々木研究機関課長ほかの紹介があった。

〔議事〕

1. 平成3年度概算要求の取り扱いについて

泊大学課長から、平成2年度予算の概要の説

明ののち、平成3年度概算要求の取り扱いについて大要次のような説明があった。

平成3年度概算要求については、政府全体としての概算要求基準は未確定であるが、ようやく赤字公債依存体質から脱却したものの、依然として公債累積残高を抱える厳しい財政事情にあるので楽観は許されず、なお引き続き既定施策・事業の見直し、内容的には精選するという対応をせざるを得ないと思う。

そういう中でも、臨教審以来大学審議会等の

審議状況や18歳人口の急増期への対応とともに、社会的要請の高い学術研究の推進及び国際化の進展、生涯学習の推進等には適切に対応するよう努めたい。

引続いて、佐々木研究機関課長から、大要次のような説明があった。

学術研究の動向を踏まえつつ、研究設備等の整備に対応していくが、各大学でも研究体制の在り方について工夫していただきたいと思う。また、国際交流、特に留学生受入れ体制についても整備に努力するが、各大学におかれても格段のご配慮をお願いしたい。

以上の説明について、建物基準面積の見直し、日米構造協議に関連する公共投資の問題、外部資金導入、病院収入の問題、特別研究経費、国際交流経費等について質疑応答があった。(文部省出席者退出)

ついで、委員長から、明5月15日国立学校特別会計制度協議会が開催されるので、その際の際の要望事項を検討したいと述べられ、審議の結果、次の事項について要望することとした。

- (1) 一般会計よりの繰入れの増額
- (2) 文教施設費の拡大(日米構造協議に関連して)

- (3) 定員削減の抑制
- (4) 授業料・入学金の増額抑制
- (5) 国際交流関係基金の設立

2. 「大学の財政運営に関する基礎的研究」について

委員長から、次のような報告があり、了承された。

さきに、ご了承を得て、本委員会の下部組織として「大学財政基盤の調査研究委員会」を設置したが、その調査研究費は科研費によることとし、このほど宇都宮大学長馬場委員のご努力により平成2年度総合研究(A)が申請され採択の運びとなった。研究代表者は津布染宇都宮大学教授で研究分担者は11名、平成2～3年の2年間、総額約1,700万円である。この研究調査では、各大学・学部等の種々のデータ収集や聞きとり調査を予定しているので、ご協力願いたい。

ついで馬場委員から、この研究計画の内容や進め方について今後ともご意見をお寄せいただきたい旨述べられたのち、私学との関連などについて意見の交換があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

学術情報特別委員会

日 時 平成2年5月14日(月) 13:30~16:30
場 所 国立大学協会会議室
出席者 小林委員長
黒田、太田、林、早川、安藤各委員
井上臨時専門委員
(オブザーバー) 浅野東京大学図書館事務部長
(文部省) 中村学術情報課課長補佐
(文化庁) 萩原著作権課企画調査室調査係長

小林委員長主宰のもとに開会。
議事に先立ち、委員長より、倉橋専門委員(東

京大学図書館事務部長)には3月に退職されたので、のち程後任補充をお諮りするが、本日は

浅野東京大学図書館事務部長にオブザーバーとしてご出席いただいたのでご了承願ひ、また、本日は著作権の問題に関して文化庁の考えを伺うため、著作権課萩原調査係長にご出席願ひと共に学術情報ネットワークの最近の状況をご説明いただくため、文部省学術情報課中村課長補佐にご出席いただいた旨述べられ、それぞれ紹介があったのち議事に入った。

〔議 事〕

1. 学術情報ネットワークの整備について

初めに、中村学術情報課課長補佐より、配付資料に基づき大要次のような説明があった。

(1) 平成2年度学術情報関係の予算(案)について

1) 学術情報センターの組織・機能の拡充
予算額としては、昨年度の6.2%増、定員は11名増となっている。国内学術情報ネットワークの拡張では、ノードの大学を5大学増とし、拠点大学を27大学としたので、第1次計画の完成28大学にほぼ近づいている。データベースの作成では、学術研究動向データベース1件増としている。

2) 情報処理センター等の整備

大型計算機センターにスーパーコンピュータの更新を図り、予算増額を行う(1大学)。総合情報処理センターの整備は、2大学増。情報処理センターの整備は、7大学が予定されている。

3) データベース作成等の促進

国立学校特別会計は前年通りで、科学研究費補助金でのデータベース作成の助成は78件、予算額は412,000千円。

4) キャンパス情報ネットワーク(LAN)の整備

平成元年度には、東北大学、京都大学がLANを完成し、運用を開始した。2年度は、北海道大学、名古屋大学が継続、東京大学が新規に加わる。

5) 国立大学図書館への専用電算機等の導入

専用電算機、及び高速ファクシミリの導入は、9大学増とした。

6) 国立大学図書館の整備

図書購入予算では、外国雑誌を中心として増額を図っている。外国雑誌センターの要員1名増は、東京工業大学で、大学図書館間の複写サービスと電子図書館システムの開発と試行を進めるためのもの。附属図書館の事務部制については、1大学増としている。

(2) 学術審議会学術情報部会の報告について

1月30日の学術審議会総会において、学術情報部会から「学術情報流通の拡大について」について報告が行われた。その報告内容は次の5項目である。

1) 学術情報ネットワークの整備

学術情報ネットワークについては、これまで拠点大学の増設を図ってきたが、今後は拠点大学から各大学に支線網を広げて行くことが必要である。

2) キャンパス情報ネットワーク(学内LAN)の整備

これまで大規模な学内LANについて、順次予算措置してきたが、今後は、各大学の実情に応じた規模内容のLANの整備を早急に検討する必要がある。学内LANの構築、整備に当っては、学術情報センター並びに国立大学の大型計算機センター等が通信方式の調整及び技術的援助をとるなど積極的な役割を果たすことが望ましい。

3) データベース作成・提供の充実

学術情報センター、学会、大学共同利用機関、附置研究所並びに研究者グループ等においては、それぞれの特色に応じたデータベースの作成を進めていただく必要がある。

データベースを利用者に提供するについては、研究者グループ等で作成されたものについても、利用範囲が広いものは、学術情報センターで検索サービスをしていただく。大型計算機センターでは、従来からデータベースの全国公開について大きな役割を果たしているため、今後もなお一層進めていただく。

4) 大学図書館間複写サービスシステムの確立

図書館間の複写に関する情報伝達について、電子的方法（電子メール）の検討の必要がある。外国雑誌センターにおいては、分野別複写の中心的な役割を担うモデルセンターとしての役割を果たすことの検討が必要である。

5) 電子図書館システムの開発・導入

学術情報センターにおける電子的な情報形式、流通、電子図書館システムの技術開発の推進とともに、大学図書館においても、電子的情報、資料の蓄積、利用について試行を行うことを検討する必要がある。

ついで、井上臨時専門委員より、学術情報センターの最近の事業について大要次の説明があった。

学術情報ネットワークについては、先程の予算案の説明通り5カ年計画の最終年度で拠点大学が5大学増加になるので、その実現に協力することになるが、その後の計画は、支線網の整備拡充がメインになろう。これに伴い、拠点大学の申込みも活発化することが予想され、その

能力の拡大を図ることが必要になる。

次に研究者等データベースの受入れについて、データベース作成者から提供申出があった場合の対応については、可能な限り受け入れることにして、「学術情報センターにおける大学等の研究者等提供データベースの受入要項」を定めた。

目録所在情報サービスについては、現在121の国公立大学、共同利用機関が情報サービス参加機関として接続を行い、システムを利用している。端末は1,000に近くシステムにとって今後の検討課題となる。他に情報検索サービスの拡充について、研究プロジェクト、情報データベースのサービス等の開始がある。

（中村学術情報課課長補佐退席）

2. 複写権問題について

初めに、文化庁の萩原調査係長より、配付資料に基づき概ね次のような説明があった。

複写権センター設立の動きは、昭和51年9月に著作権審議会第4小委員会が複写問題への対応のため「集中的権利処理機構設立」の提言を行ったことに端を発している。その背景には、私が国における複写機器の著しい発達・普及によって、出版物の複写が安易に行われ、著作者又は出版者の「経済的利益に影響を与えている状況があり、その現実的な解決策として提言がなされた。

この「集中的権利処理機構」即ち複写権センターは、著作者又は出版者の経済的利益を確保しながら、情報流通の円滑な確保も図るため出版会、著作者団体、学会等の関係者によって設立が準備されている。

なお、諸外国ではすでに18か国に複写権センターが設立されており、私が国に提携の申込み

があるが、日米科学技術協力協定の関係委員会からも情報流通促進のためセンター設立の要請がきている。

センター設立の方法については、昭和59年4月、「著作権の集中的処理に関する調査研究協力者会議」が提言を行ったが、出版者への権利委託という契約慣行を作ることにも異論もあり、昭和60年9月発足した著作権審議会第8小委員会においてさらに検討をつづけ、この6月には出版者に「報酬請求権」を認める方向で答申されようとしている。

このようにして設立された場合の複写権センターの業務は、許諾を必要とする複写について利用者に許諾を与え、使用料を徴収して著作者に分配することであるが、その場合、許諾を必要とする複写の範囲は、センターと使用者団体等で実務的にガイドラインを決める必要があると考えられる。

以上の説明につづいて大要次のような質疑応答・意見交換があった。

- 米国の著作権法では非営利の研究機関・大学で研究者が文献複写するのは公正使用の範囲に入れているが、日本の場合はそういう規定はないが法第30条の個人的使用の中にその精神を含ませていると考えたい。
- そういう解釈もあり得ると思うが、日本の著作権法では営利・非営利が基準になっていないので、ストレートにはそう言い切れない。著作権審議会第4小委員会では法第30条の解釈として、一般に複写する者の所属する組織の業務に関わる場合は、私的使用に該当しない、としている。
- 法第30条等のフィロソフィを明らかにしないで、実務的なガイドラインで事が運ぼうと

することに危惧を感じる。

- 法第39条で、時事問題に関する論説は、広く社会に伝播され、議論の対象となるべきものとして、転載を許しているが、研究者の学術論文も広く読まれることを望んでおり、同様に複写制限に馴染まないと考える。
- 著作物の内容によって区別するのは困難であろう。
- 郵便法に係る学術関係定期刊行物の審査を学術会議が行っているが、これによれば区別は可能ではないか。
- 複写権問題の処理に必要とされるガイドラインを設定する時期はいつ頃になるのか。
- 複写権センターと国大協との話し合いの中で決まることであろうが、センターの設立時期にも関わり、若干余裕があると思う。

以上のような意見交換ののち、委員長より、今後複写権センターと話し合いを行うことも考えられるが、本日のご意見を踏まえて対処することにしたい旨述べられた。

(萩原調査係長退席)

ついで委員長より、前回の委員会で検討した「大学における文献複写と著作権の問題についての見解(案)」について、当日のご意見を踏まえて別紙案を作成したので、ご審議願いたい旨述べられ、修正箇所について説明があり、協議の結果、同案を理事会の議を経て、総会に提出することが了承された。

3. 委員の補充について

このことについて、委員長から退任者の後任補充について、次のように諮られた。

田中委員(東京工業大学長)の後任に末松安晴東京工業大学長、本多委員(豊橋技術科学大

学長)の後任に角田稔電気通信大学長, 沖原委員(広島大学長)の後任に三分一政男山口大学長, 総合情報処理センター長会議代表の渡辺委員(千葉大学工学部長)の後任に鈴木邁千葉大学工学部長を委員にお願いしたい。専門委員では, 倉橋専門委員(東京大学図書館事務部長)

が退任されているので, その後任として浅野次郎東京大学図書館事務部長を補充したい。

以上協議の結果, 承認された。

なお, 新委員については, 次回の理事会に諮って, 追認を得ることとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成制度特別委員会

日 時 平成2年5月24日(木) 13:30~15:40

場 所 国立大学協会会議室

出席者 関委員長

谷本, 横須賀, 篠筈, 椎名, 将積, 武田, 尾上, 山田, 金築, 今堀, 金谷, 田代, 光永, 岡本各委員

関委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より, 新たに委員になられた田代高英福岡教育大学長, 光永公一大分大学長並びに横須賀薫宮城教育大学教授の紹介があった。

〔議 事〕

1. 教員委員の補充について

委員長より, 小林委員(京都大学教授)退任の後任補充については, 増員を伴う補充は行わず, 同じ近畿地区の山田昇専門委員(奈良女子大学教授)に引き続き教員委員として, 委員会に協力していただくことにしたい旨諮られ, 異議なく了承された。

2. 「大学における教員養成に関する調査」第二次報告案の検討について

初めに委員長より, 本日お集まりいただいたのは, 前回(4月27日)「大学における教員養成に関する調査」第2次報告(案)を取り纏めることについてご了承を得たことを受けて, 去る5月15日と本日午前の2回小委員会を開き, 前回

のご意見を踏まえて作成した素案をご審議いただくためである旨述べられた。

ついで, 「大学における教員養成に関する調査」第二次報告(案)について, 先ず初めに小委員会の山田委員から次のような説明があった。

前回以後内容整理を行い, 形態を整えて別紙の第2次報告(案)となった。構成は4本の柱からなっている。

- I 今後の教員養成における一般大学・学部
の役割
- II 教員養成系大学における教員養成のための
教育内容の改善
- III 情報化社会における教員養成の課題
- IV 今後における教員需給の展望

ついで椎名委員より, 同案のII「教員養成系大学における教員養成のための教育内容の改善」のうち, 教育実習について次の事項の説明があった。

- (1) 観察参加と実習の関係, その期間と内容,
- (2) 教育実習の時期と期間, (3) 教育実習の内容,
- (4) 教育実習校と実習生, (5) 教育実習生の条件,
- (6) 教育実習の事前指導と事後指導, (7) 教育実習

における大学教員の役割, (8)教育実習の二重履修の問題, (9)教育実習の評価, (10)教育実習経費の問題, (11)教育実習の性格と大学の職責及び附属学校・施設との関係等

ついで, 引き続き山田委員より, 目次に従って次のすべての項目(教育実習の部分を除く。)について説明が行われた。

I 今後の教員養成における一般大学・学部 の役割

(1)一般大学における教員養成の状況, (2)教職課程センターの設置計画, (3)教育学研究を主とする「教育学部」のあり方, (4)一般大学における教員養成の将来, (5)大学と教員採用, (6)大学と教員の研修, (7)初任者研修制度と大学における教員養成

II 教員養成系大学における教員養成のための 教育内容の改善

(1)課程別カリキュラム・課程編成の特色等, (2)教育原理, 教育心理学等の改善, (3)教材研究, 教科教育法等の実態と問題点, (4)障害児教育・幼児教育・養護教育・産業教育の教員養成の問題

III 情報化社会における教員養成の課題

(1)一般大学における情報科学・情報処理の教育の現状, (2)教員養成系大学における情報科学・情報処理の教育の現状, (3)初等中等教育における情報機器等の利用の現状, (4)今後の情報教育の問題点

IV 今後における教員需給の展望(グラフ)

(1)グラフの見方, (2)推計方法の概要, (3)推計のために立てた前提, (4)推計の手続き

以上の説明ののち, 委員長より, 第2次報告(案)の構成, 内容についてご意見があれば伺いたい旨述べられ, 主として次のような意見交換

が行われた。

- 一般大学における教員養成の状況は, 学部系統別に集計されているので大変よいが, 同じ表の上で, 教員養成系大学と比較できればなおよいと思う。
- アンケートの調査結果を集計報告することを主としているが, 可能なかぎり教員養成系大学の関連資料を取り入れるようにしたい。
- 新免許法下における教育実習と初任者研修の関連について, その在り方が問題である。
- その問題は, 今後の最終報告に予定している提言で取り扱えればと考える。
- 一般大学における教員養成の将来の意見の中で, 一般大学は幅広い知見と柔軟な視点を持つ教員の養成に役立つと主張しているが, その反面には, 教員養成系学部・大学の教員養成に対し批判的な考えを持っているように見える。このことも, 提言においてどのように纏めるかに関わると思うが, そう考えてよいか。
- 今回の報告書は, 回答意見の傾向を集約し評価を含まないようにしているので, その意味では今後議論を進めながら, 提言の時にどのようにその部分を整理するか, が重要な焦点になると思う。
- 現在の教員需給関係からみて, 一般大学の教員養成は非常にむずかしい局面に立たされている。その際に多様な資質の教員を養成する一般大学の役割を主張する防衛的な意見と受け止めたい。
- 全体的にみて, 一般大学における教員養成は確保されるべきである。多様な専攻分野からの出身者が, 教員として加わることによって, 教育界全体の活性化に連なると思う。

以上のような意見交換があったのち、委員長より、この第2次報告(案)は小委員会において本日のご意見を踏まえて修正し、6月開催の国

大協総会に提出することにした旨述べられ、予承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第73回) 入試改善特別委員会

日時 平成2年5月29日(火) 10:30~13:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 熊谷委員長

藤井、渡辺、前川、天野、末松、太田、松井、元木、細川各委員

(大学入試センター) 田保橋副所長

(文部省) 早田大学入試室長

熊谷委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、オブザーバーとして出席の大学入試センターの田保橋副所長及び文部省の早田大学入試室長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 報告事項

(1) 第2常置委員会からの報告

初めに委員長からの要請で、第2常置委員会の末松委員長から、同委員会の審議に関して次のような報告があった。

① 前期日程試験の合格者・入学手続完了者の資料提供について

大学入試センターから、各大学が大学入試センターへ提供する「前期日程試験合格者・入学手続完了者リスト」の提出期限「3月14日午後8時まで」を3時間早めて「3月14日午後5時まで」に通知してもらえれば、前期日程試験合格者・入学手続完了者資料を従来の「全大学のデータ」に代えて「各大学毎のデータ」として各大学に提供することが可能である旨の連絡があった。これについては「実施要領」の修正を

要するが、各大学の入学者選抜業務にとっては改善になると思われるので、第2常置委員会としては異議はなかった。

② 「平成3年度第2次試験実施上の申し合わせ事項」に係る問題について

「分離分割方式」の場合、前期日程試験の合格者の発表日(3月10日まで)以前に後期日程試験の2段階選抜に係る第1段階選抜の結果の発表を行う日程(3月2日まで)になっている関係で、後期日程試験の第1段階選抜の合格者の中に前期日程試験の合格者が含まれるために、後期日程試験の欠席者の見込みの困難さ、のほか、前期日程試験合格者・入学手続完了者で後期日程試験を受験しない者に対して入学検定料を返還できないこと等の問題があった。一方、「平成3年度第2次試験実施上の申し合わせ事項」の(7)に基づく協議によって、後期日程試験の第1段階選抜の結果発表日を前期日程試験の合格者発表日と同日(3月10日)に実施し、特段の問題が生じなかった東京大学のような例もある。このような平成2年度の経験に基づき、平成3年度入試について、後期日程試験の第1段階選抜の結果発表日を前期日程試験の合格者発表日と同日(3月10日まで)にすることを希

望する大学・学部については、いちいち第2常置委員会との協議を経ることなく、特別措置をとれるよう運用を改めることにしてはいかがか、ご意見をお伺いしたい。

③ 全国盲学校長会大学進学対策委員会からの申し入れについて

この5月に、全国盲学校長会大学進学対策委員会から入学試験志願の「事前協議」等の扱いについて要望があったが、昨年すでに各大学に連絡済のことでもあるので、その対応を検討している。

(2) 大学入試センターからの報告

ついで委員長からの要請で、大学入試センターの田保橋副所長から、大学入試センター試験に関連する事項等について、配付資料に基づき報告があった。

(3) 平成3年度入試における合格者発表期日について

このことについて、委員長から次のように報告があった。

「平成3年度入試における合格者発表期日は、前期日程試験を除いては「3月23日まで」となっているが、平成3年度は3月23日が土曜日に当り、業務を行っていない金融機関があるので、私学を併願している受験生の便宜を図るため、3月22日（金）午後1時までに合格者を発表することを検討してもらおうよう、会長から各学長宛に照会中である。その結果については、近く開催される理事会及び総会で、会長から報告される予定である。」

2. 「国立大学の入学者選抜についての平成3年度実施要領」の一部変更（案）について

このことについて、委員長から次のように述

べられた。

「さきほど、末松第2常置委員会委員長からもご報告があったように、大学入試センターが、前期日程試験の合格者・入学手続完了者資料を、これまでの「全大学のデータ」に代えて「各大学毎のデータ」として各大学に提供するには、現在、各大学から大学入試センターへ「3月14日午後8時まで」に通知することになっている前期日程試験の合格者・入学手続完了者リストを「3月14日午後5時まで」に通知してもらう必要があるということであるが、このことについてご意見をお伺いしたい。」

この件について協議が行われた結果、この「各大学毎のデータ」の提供は、かねてからの大学側の要望に沿う改善と考えられるので、この時間変更を盛り込んだ「平成3年度実施要領」の一部変更（案）を理事会及び総会に諮ることとした。

なお、昨年度の状況から考えて、支障がないと思われるが、総会で審議される前に、念のため同案を予め各大学に送付し、事務的に支障の有無をご検討願うこととした。

3. 後期日程試験の2段階選抜に係る第1段階選抜の結果発表日の取扱いについて

このことについて、委員長から次のように述べられた。

「さきほど、末松第2常置委員会委員長から検討方の依頼があったが、後期日程試験の2段階選抜に係る第1段階選抜の結果発表日の取扱いについてご意見を伺いたい。」

これについて、概ね次のような意見交換があった。

○ 「実施要領」で、後期日程試験の第1段階選抜の結果発表期限を3月2日までとしたの

は、受験生の立場を配慮して第1段階選抜の結果をできるだけ早く知らせようという考え方に基いている。一部の大学で欠席者見込み数の推定に困難があったとしても、これは試験の経験を経れば緩和されるものと思われる。したがって、後期日程試験の第1段階選抜の結果発表日の特別措置については、前述の趣旨からも第2常置委員会と協議を要する原則は崩すべきではない。

- 特別措置を要する場合の第2常置委員会との協議については、これまで当該大学の自主性が尊重されており、今、あえて実施要領等の規定を変えなければならないことはない。また、この特別措置の例を推奨するようなことにもなりかねないのではないか。
- この特別措置は、学内併願がきわめて多く、また学部・学科別でなく大枠で試験を実施している東京大学のような大学の場合だけが特に必要とするものであろう。
- この件についての協議があった都度委員会を開催することなく、予め委員長に一任してもらうなど運用を考えられてはいかかか。
- 平成2年度入試において「分離分割方式」で試験を実施した大学の中で、後期日程試験の第1段階選抜の不合格者の中に同一大学の前期日程試験の合格者が少なからず含まれているが、これは不合理ではないかという意見もある。
- それは、前期と後期で選抜方法が異なれば十分あり得ることであり、選抜の多様化の顕れとして受けとめられないか。
- 前期日程試験に合格し入学手続をとった受験生の後期日程試験またはB日程試験に係る入学検定料の取扱いについては、大学がその受験生を「第1段階選抜の不合格者」とすれ

ば、所定額を返還することになるので、前期日程試験に合格し、入学手続をとった受験生に対しては「第1段階選抜の不合格者」と見做すことにすれば、入学検定料の返還が可能になるのではないか。

以上のような意見交換が行われた結果、平成3年度の後期日程試験の第1段階選抜の結果発表期日に係る特別措置については、現時点ではこれまでの方式を変更しないのが妥当である旨の結論を第2常置委員会に回答することとした。

なお、この件に関連して話題となった入学検定料の返還問題については、今後文部省において十分検討を願うこととした。

4. 平成4年度の入学者選抜の基本方針について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

「平成4年度の入学者選抜については、来る6月の総会において国大協としての基本方針を明らかにする必要があるのではないかと考えるが、有馬会長は、昨年春の総会の折、国立大学の入試制度については当分の間大きな変更を加えない旨の意向を示されており、その後各大学から特に異論もでていないので、本委員会としては、『平成4年度の入学者選抜は、平成3年度に引続き「連続方式・分離分割方式併存制」で行うことが望ましい。』ということを経験とすることにしてよろしいか。」

この委員長の提案については特に異議はなく、この旨を来る6月1日開催予定の理事会及び6月12日、13日開催予定の総会に報告することが了承された。

5. 入学者選抜方式の共同研究プロジェクトに対する協力要請（入研協）の取扱いについて

このことについて、委員長から次のように述べられた。

「このほど、国立大学入学者選抜研究連絡協議会会長から、国立大学の入学者選抜方式に関する共同研究プロジェクトの実施に当たって、国大協としても全面的に支援をお願いしたい旨の要請があったので、これに対する対応についてご意見を伺いたい。」

ついで、協議が行われた結果、同プロジェクトは、国立大学全体の入試改善にとって意義あるものと考えられるので、各大学の自主性を尊重しつつ、協力するよう総会に諮ることとした。

最後に、委員長から、委員会の今後のスケジュールについて次のように述べられ、了承された。

「平成4年度入試の基本方針を平成3年度に引続き『連続方式・分離分割方式併存制』とすることが来る6月の総会で決定されれば、本委員会としては、その『実施要領』等の原案を作成の上、11月の総会に諮る前に、予め各大学に意見照会をしておく必要がある。しかし、平成4年度は平成3年度と曜日等以外には大きな変更を加えることもないと考えられるので、本委員会を開催してご審議願うことなく、原案の作成と各大学への意見照会については、委員長に一任願いたい。ただし、11月の理事会、総会前には本委員会を開催することとしたい。」

特別会計制度協議会

日時 平成2年5月15日(火) 10:30~12:00

場所 文部省5B会議室

出席者 (文部省側) 阿部, 坂元, 川村, 佐川, 吉田各委員

奥田, 長谷川, 各審議官

泊, 佐々木, 西口各課長

鳴野大学病院指導室長, 石川研究調整官, 土居会計課副長, 原, 小池, 広瀬

各予算班主査, 渡辺給与班主査, 徳永大学課課長補佐

(国大協側) 有馬, 熊谷, 前川, 野村, 高橋, 西島各委員

青柳, 菴谷, 一宮, 平間各専門委員

有馬議長主宰のもとに開会。

初めに議長から開会の挨拶があり、ついで阿部事務次官から概ね次のような挨拶があった。

平成2年度予算の成立が遅れており、平成3年度概算要求の取扱いの全体の方針を決めるところまでできていないが、赤字公債依存からの脱却が達成できたものの、永年の公債残高も重く残っており、このような財政事情からすると、やはり緊急度の高いものから精選して対応せざるを得ないのではないかと考えている。

本日は、各担当局長等から現段階における文部省の考え方を説明するので、忌憚のないご意見を伺い協議したい。

ついで、国大協側、文部省側出席者の紹介があったのち、協議に入った。

〔協議〕

◎ 平成3年度国立学校特別会計予算の取扱いについて

初めに坂元高等教育局長から、大要次のよう

な説明があった。

平成3年度予算の取り扱いについて、まだ政府全体のシーリング、概算要求基準は決っていないが、多額の公債残高を抱える財政事情が続いているので、今の段階でいえることは、前年又は前々年度と同様な考え方で、既定施策・事業を見直して、それに応じて新たなものを検討することになる。

以上を前提に、大学審議会や学術審議会の審議状況、18歳人口の推移等を踏まえながら、所要の改革を推進し、社会的要請の高い分野の人材養成、学術研究の推進、国際化・情報化の進展、生涯学習の発展等に対応していくという考えを持っている。

具体的には、

- (1) 大学院の整備・充実・再編
- (2) 学部・学科・研究所等の整理・再編成と18歳人口の増加等を踏まえた入学定員の改訂
- (3) 民間資金の有効な活用を図る教育研究協力体制の工夫・整備
- (4) 社会人学生の受入れ拡大
- (5) 外国人留学生の受入れ体制の整備・充実
- (6) 教育研究の国際交流の推進
- (7) 40時間勤務体制に備える看護婦等医療技術職員の重点的整備

等があるが、いずれにしても楽観できない状況にあり、また、日米構造協議の過程で出てきた公共事業拡充の関連で公共投資部門が増になった場合の経常部門の扱いにも問題があるので、昨年同様又はそれ以上に厳しい認識でのぞまざるを得ないと考えている。

次に川村学術国際局長から、大要次のような説明があった。

厳しい財政状況の下にあって、学術面、特に

大学の研究機能の維持に危機感を持っているが、これに対処するためには、先ず、学術審議会に「学術振興の基本施策」について諮問してはどうかと考えている。現実的な来年度概算要求の中では、研究の活力を高めるための工夫に努め、

- (1) 共同研究に重点をおく研究施設の精選整備
- (2) 研究設備等研究条件の整備
- (3) 重要基礎研究の推進
- (4) 国際交流協力面での施策への配慮

を踏まえながら、大学の研究機能の強化に取り組みたい。

次に、若手研究者の確保が緊急の課題となっているので、当面の措置として、日本学術振興会の特別研究員制度について新たな施策を打ち出せないか、学術審議会に検討願っている。

さらに、留学生の受入れ体制については、「留学生政策に関する調査研究協力者会議」に2年間の予定で検討をお願いしているが、当面の課題としては、

- (1) 指導教育体制の充実
- (2) 私費留学生に対する支援
- (3) 留学生宿舎の整備

があり、概算要求では積極的に取り組みたい。各大学の格段の協力をお願いする。

次に佐川文教施設部長から、大要次のような説明があった。

文教施設費は、国の財政状況を反映して昭和54年度をピークに、その後抑制がつづき平成2年度は約850億円となっているが、最近では僅かながら増加傾向がみられる。一方、文教施設費に対する需要は、臨教審答申等に伴う政策関連のものが大きく、また、国立学校の建物は、20年以上経年の建物が40%を占めることでもわかる

ように老朽化が進み、その対応について大学等から強い要請がきている現状である。

平成3年度の概算要求の取り扱いについては、まだ明確には言えないが、各局の要請に応じて、学術振興、国際化・情報化の進展、生涯学習の推進等の諸施策の遂行にできるだけ対応したい。その上で、老朽建物の改築・改修を考えたい。

なお、日米構造協議の公共投資10カ年計画に文教施設費を盛り込むよう努力している。

以上の説明があったのち、協議に入り、⑩

DA予算の文部省枠の拡大②全米科学アカデミー総会の状況と米国の高等教育政策③日本における予算の仕組みの中での工夫④学術予算の別枠化⑤大学の窮状に対する一般の認識⑥大学における研究成果のPR不足⑦民間資金導入の拡大、等について意見の交換があった。

なお、国大協の第6常置委員会から、一般会計よりの繰入れの増額、公共投資への文教施設費の組み込みのほか、定員削減の抑制及び授業料・入学金の増額抑制等の要望があった。

第86回総会国立大学協会事業報告

(注) 第85回総会より今総会まで

1. 諸 会 合 (44回)

(1) 第85回総会

元.11.15 (水)

11.16 (木)

(2) 事務連絡会議

元.11.17 (金)

(3) 理事会

元.11.15 (水)

2. 3.16 (金)

2. 6. 1 (金)

(4) 常置委員会 (18回)

1) 第1常置委員会 (大学の組織・制度, 研究・教育体制)

(主要審議事項) 「大学審議会大学教育部会における審議の概要」への対応について審議した。

(委員会開催状況)

2. 2.21 (水) 常置委員会

4.18 (水) ”

6.11 (月) ”

2) 第2常置委員会 (学科課程, 入学試験等)

(主要審議事項) ①平成3年度第2次試験実施日程に係る協議事項, ②私費外国人留学生の入学者選抜の実状調査結果, ③「大学入試センターにおける大学情報提供事業について(中間まとめ)」についての意見, 等について審議した。

(委員会開催状況)

元.12.11 (月) 常置委員会

2. 2.19 (月) ”

5.11 (金) ”

3) 第3常置委員会(学生の厚生補導)

(主要審議事項) ①就職協定順守問題, ②学生の国民年金加入問題, ③保健管理センターの活動, 等について審議した。

(委員会開催状況)

2. 4.27 (金) 常置委員会

4) 第4常置委員会(教職員の待遇改善)

(主要審議事項) 技術職員に関するアンケートのまとめ並びに「教官等の待遇改善に関する要望書」及び「人事院勧告の取扱いに関する要望書」の取扱いについて審議した。

(委員会開催状況)

元.12. 4 (月) 専門委員会

12.11 (月) 小委員会

2. 1. 8 (月) "

1.22 (月) 常置委員会

2. 5 (月) 小委員会

4.23 (月) 小委員会

5.21 (月) 常置委員会

6.28 (月) 小委員会

5) 第5常置委員会(大学間の協力)

(主要審議事項) 外国大学長招致事業の再検討と平成2年度招致国の選定並びに留学生問題について審議した。

2. 2.20 (火) 常置委員会

5.28 (月) "

6) 第6常置委員会(大学財政・学費)

(主要審議事項) 「大学の財政運営に関する基礎的研究」の科研費申請の件並びに平成3年度概算要求の取扱いに対する要望事項について審議した。

(委員会開催状況)

2. 5.14 (月) 常置委員会

(5) 特別委員会(16回)

1) 学術情報特別委員会

(主要審議事項) 複写権に関する問題及び学術情報ネットワーク整備問題について審議した。

(委員会開催状況)

- 2. 2. 2 (金) 特別委員会
- 4. 1 (月) 打合せ会
- 5.14 (月) 特別委員会

2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 「大学病院における卒後臨床研修」の中間報告案をまとめた。

(委員会開催状況)

- 2. 2. 5 (月) 特別委員会

3) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 教養課程の改善に関する実情調査を実施した。

(委員会開催状況)

- 2. 6. 6 (水) 小委員会

4) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 「教員養成に関する調査」の集計結果の第二次報告をとりまとめ、その他、高校社会科の「地歴」、「公民」に改定されたことに伴う規則改正に対する各大学の意見を集約し文部省へ要望した。

(委員会開催状況)

- 元.12.19 (火) 特別委員会
- 2. 1.27 (土) 小委員会
- 2.23 (金) "
- 4.27 (金) " , 特別委員会
- 5.15 (火) 小委員会
- 5.24 (木) 特別委員会, 小委員会

5) 大学院問題特別委員会

(主要審議事項) 大学審議会大学院部会における「審議の概要」に対する見解をまとめた。

(委員会開催状況)

- 2. 4.26 (木) 特別委員会

6) 入試改善特別委員会

(主要審議事項) 大学審議会の「大学入試に関する専門委員会」の審議状況の報告をうけ、基本的な大学入試のあり方の検討方法を協議した。又、平成3年度入試に関わる日程の一部

変更案を作成するとともに平成4年度入試の基本方針を審議した。

(委員会開催状況)

2. 3.16 (金) 特別委員会

5.29 (火) //

(6) その他の諸会合(4回)

元.11.30 (木) 全大教との会談

12.13 (水) 文部省幹部との懇談会

2. 5.15 (火) 特別会計制度協議会

5.21 (月) 全大教との会談

2. 要望書その他の諸活動

元.12. 8 中教審「生涯学習に関する小委員会」のヒアリングに応じ、太田横浜国立大学長が出席された。

12.19 「国立大学の学生納付金の改定について(要望)」を文部省及び大蔵省に提出した。

3. 要望書の受理

前総会以後本協会宛提出された要望書等は下記のとおりである。

受付日	提出団体等	要望事項等	関係委員会
元.11.15	全国大学高専教職員組合	国大協第85回総会にあたっての要望	
11.20	〃	会長との会見について	
11.27	産業教育振興中央会	大会決議	
2. 1.19	第7回実験実習機器センター長会議	実験実習機器センター技官組織の確立, 研修旅費, 機器更新予算措置について	第4, 第6
2. 6	全国教員養成問題連絡会	改正教職免許法に基づく課程に関する意見	教員養成
3. 5	第13回国立大学47工学系学部長会議	博士課程の整備, 助手・技官の待遇改善, 国際交流予算の増額	第1, 第4, 第5, 第6, 大学院
3.29	夜間主コース設置7大学懇談会	(1) 制度の確立 (2) 他コース受講単位数の拡大 (3) 特殊勤務手当の支給	第1, 第4, 第6
4.24	全国大学高専教職員組合	大学教員の賃金改善	第4

4. 刊行物

2. 2 会報第127号

6 会報第128号

／ 諸 会 合 ／

平成2年5月～6月

- | | | |
|----------|-------|-------------------|
| 5月11日（金） | 13：30 | 第2常置委員会 |
| 14日（月） | 14：00 | 第6常置委員会 |
| | 14：00 | 学術情報特別委員会 |
| 15日（火） | 10：30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| | 10：30 | 特別会計制度協議会 |
| 21日（月） | 13：30 | 第4常置委員会 |
| 24日（木） | 10：30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| | 13：30 | 教員養成制度特別委員会 |
| 28日（月） | 10：30 | 第4常置委員会小委員会 |
| | 13：30 | 第5常置委員会 |
| 29日（火） | 10：30 | 入試改善特別委員会 |
| 6月1日（金） | 13：30 | 理事会 |
| 6日（水） | 13：30 | 教養課程に関する特別委員会小委員会 |
| 11日（月） | 10：00 | 第1常置委員会 |
| 12日（火） | 10：00 | 第86回総会〔第1日目〕 |
| | 12：00 | 理事会 |
| 13日（水） | 10：00 | 第86回総会〔第2日目〕 |
| 14日（木） | 10：00 | 大学財政調査検討委員会 |
| | 18：00 | 幹事・専門委員懇談会 |
| 15日（金） | 10：00 | 第53回事務連絡会議 |

要 望 書

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

平成2年6月26日
国立大学協会会長
有馬 朗人

国立大学教官等の待遇改善については、人事院をはじめ関係機関の特段の配慮を得て改善がなされてきたところであり、そのことについては、関係各位のご努力に対して深く感謝する次第であります。

いうまでもなく、近年、教育改革の問題が焦眉の国家的課題とされ、大学についても、教育・研究の充実整備が課題となっていることは周知の事実であります。大学の教育・研究体制の改革は、その担い手である大学教官等の資質の向上が基本的な前提条件であり、そのためには、大学教官等に有為な人材を確保できるよう待遇改善を図ることが急務であります。

しかしながら、それは未だ十分であるとは言いがたい状況にありますので、以下の諸点につき特段の措置を講ぜられるよう、重ねて強く要望する次第であります。

記

1. 教育職（一）の俸給水準の引き上げを行う等を含め俸給体系を是正すること。

大学は高等教育および学術研究を推進・発展させる中心の存在として社会の負託に応えて、その任務を果たしている。科学技術の著しい進展と国際化の時代にあつて、その責務は益々増大しているところである。そのときにあつて、大学の教学の中心の担い手は大学教官であり、教育・研究について絶えざる情熱と高い能力を有する優れた人材を擁することは大学の根本であることに鑑み、その俸給をその職務と責任に見合う水準に引き上げるよう特段の配慮を強く要望する。特に近年国立大学の教官の給与水準が私立大学のそれを大幅に下回っている実態が人材確保の障害の要因ともなっていることに配慮しその急なる改善が待たれる。

また、あわせて助手について高校教諭の給与を下回る実態や教務職員の給与の頭打ち等の問題があり、これら職員の格差是正を図る。

なお、以上の俸給水準の引上げと同時に中堅教官についても早期に最高号俸に到達するよう改善するとともに、現行の昇給延伸制度についても、教官の職の高学歴による高年齢就職等による特殊性に着目してその年齢の引上げを図る。

2. 大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」（仮称）を新設すること。

大学教官は、高度の専門教育を行うばかりでなく、進展極まりない学術の研究について一定の業

績を常に要請される。そのため、各種学会活動や独自の情報の収集等多様な研究活動を遂行することが必須となっている。

この特別な経費負担に対する措置として「大学研究調整額」(仮称)の新設を図る。

なお、職務の特殊性に基づき支給されているものとして、義務教育教員には「教職調整額」、医療職(一)職員については「初任給調整手当」がある。

3. 教育・研究支援職員等の待遇の抜本的改善を図ること。

当国立大学協会は、かねてより大学特有の専門職である技術職員等の教育・研究支援職員の抜本的な待遇改善を要望し、新設された「専門行政職俸給表」の適用を切望してきたが、これらの職員の現状が同俸給表を適用できる状況に置かれていないとして、その適用が見送られてきたところである。

大学における教育・研究支援職員の教育・研究に果たす役割は大きく、かつ、不可欠なものであり、俸給表の種類にかかわらず、これら職員の俸給をその職務と責任に見合う水準に引き上げるよう措置する。

当協会としても、教育・研究支援職員の在り方について、先に、各国立大学に対し、教室系技術職員の組織化および研修等についてその実現方を要請し、現在までに一部大学が実施に至っている。今後のこれらの整備の動向をふまえて「専門行政職俸給表」への移行を早期かつ円滑に実現できるように努力したい。

4. 部局長(副学長、学生部長、事務局長等を含む。)について指定職の完全適用を図ること。

部局長等は、その職務と責任からして指定職の適用を受けるのが当然の措置であるが、未だ定数が十分でないために、すべての部局長等が指定職の適用を受けているわけではない。

指定職制度は、特定の職務就任を条件に適用するのが本来の趣旨であることを踏まえ、部局長等については、その在任期間中はすべて指定職俸給表が適用出来るよう措置する。

また、特に教育、研究の功績顕著な教授に対して指定職俸給表の適用を拡大する。

5. 管理職手当の適用対象を拡大すること。

近年、大学における管理運営の職責が益々重くなりつつある実情に鑑み、評議員、全学段階の委員等の学内教育行政の要職にある者については、管理職手当支給の途を開くよう特に配慮する。

6. 大学の中堅職員(事務系)の待遇改善を図ること。

大学においては、事務長、補佐、係長等の定数が固定化されており、豊富な職務経験、職務遂行能力を持つ適任者でありながら、昇任・昇格が限定されるために俸給の上で格差を生じている。このことは、大学の中堅職員等に職務遂行意欲を欠くこととなり、ひいては大学運営の業務に重大な影響を及ぼす結果となりかねない。

よって、この際、大学の特殊性を十分に考慮し、これら役付き職員と同等の資格、能力を有する者には、専門職員制度を拡大して適用するとともに上位の級別定数について特段の措置を図る。

(提出先：人事院総裁及び関係担当官
文部大臣及び関係担当官)

（以下は極く薄い文字で印刷された本文がほとんど読み取れないため、意図的に空白として扱います。）

資 料

「大学審議会大学教育学部会における審議の概要（平成元年7月27日）」 についての意見

平成2年6月13日
国立大学協会

はじめに

「大学教育学部会における審議の概要について（総会への報告）」（以下、「審議概要」という。）は、昭和63年9月20日の大学審議会総会で要請された検討事項のうち、とくに大学設置基準、大学評価および学位授与機関などについてふれたものであって、問題によってはその改正内容が必ずしも明示された形になっていないものが多い。したがって、この段階において、国立大学協会として各大学に対して具体的にアンケートを取り、大学教育学部会に対して、まとまった意見表明を行うことは困難な面がある。なぜなら、もし、現状においてそのような問いかけを行えば、必ずしも確定的に表明されていない「審議概要」の内容について多くの憶測を附加した解釈を齎らす恐れがあると考えられるからである。

聞くところによれば、大学教育学部会では夏ごろに大学審議会の総会に対して、昨年以降の審議経過の概要について、より具体的にになった報告がなされるとの事である。国立大学協会としては、11月総会までに、その第2回目の審議概要を仔細に検討し、具体的な問題に対する国大協としての意見を取り纏めようと思う。

したがって、今回は、まず最初に、今日のわが国の高等教育、とくに学部段階における教育研究上考慮されるべき最も重要な基本的な問題についてふれ、次いで「審議概要」で取り上げられている諸事項のうち、重要と考えられる若干の点について、さきに国大協が行った意見聴取に基づいて取り纏めることとした。

I 学部における教育研究の充実と改革に関する基本的要請

「審議概要」によれば、昭和63年9月20日の発足に当たって、大学教育学部会は、総会から一般教育等の改善、柔軟かつ多様な教育課程、教育組織の設計、学生の学習の充実、大学評価の在り方、および、生涯学習、国際化・情報化への対応などについて調査審議するよう要請され、更に、平成元年3月14日の総会において、文部大臣から、学部教育の充実と改革に関する重点的審議要請があったとのことである。

しかしながら、総会から要請された上記の諸問題を措置するためには、大学設置基準を大綱化・弾力化するだけでは十分でないことを考慮し、大学の個性豊かな学部教育の充実と改革を図るために、まず次の基本的要請を行いたい。

その第一は、各大学における学部の教育研究の内発的な改善・改革を促進・保障する財政的措置と高等教育政策ビジョンの整備ないし充実である。科学・技術の急激な変化に伴い教育研究施設および設備は近時急速に高度化しているにも拘らず、国公立を問わず大学のこうした施設および設備はこのような変化に完全に立ち遅れているものが多くなっている。このことは、国立大学における施設整備費が、一時期の三分の一程度にまで低下していることにも象徴的に示されている。最近の国立大学長会議で、その折の文部大臣が、わが国の大学、とくに国立大学の施設の貧弱さについてふれ、その抜本的増改築の必要性を力説されたが、こうした観点から全面的に大学施設や設備について早急に再検討されることが望まれる。

ことに、最近では、多くの民間企業の研究機関が急速に充実され、研究効果をあげるのに必要な施設・設備の面で大学のそれより遙かに進んでいるものが多くなったために、大学とくに国立大学の給与水準が相対的に低く、しかも、研究費も極めて不十分なことも相俟って、若い研究者が大学本来の目的である基礎研究から離れて、開発・応用研究を主とする研究機関に流出し、研究技術者に固定していく傾向が看取されるのは放置できないことであるといわねばならない。

これと関連して第二に、現行の国立学校特別会計制度の抜本的な見直しを行い、各大学の、自由で多様な発展による高等教育・学術研究の質的充実を図りうるような財政の確保に努めるべきである。

更に、第三に、上述のことと関連して、学部および大学院の研究・教育の充実のために教官との研究・教育協力的ないし補助に当たる技術系職員やティーチングアシスタントおよびリサーチアシスタントなどの充実が不可欠であることについても言及しておきたい。

最近の文教学術行政の国際的な状況に鑑みても、わが国の高等教育機関の整備・充実が緊急の課題になっている。大学審議会における従来の審議概要には含まれていなかった以上の諸点は、わが国の高等教育の充実と改善のためには不可欠のものであるといわねばならない。

なお、一部の国では、高等教育機関の研究・教育の充実、それに対する財政的措置の運用に当たって、それを評価と直結させたために折角のねらいの実現に対する重大な阻害条件を形成していることは十分留意しておくべきである。

II 大学設置基準のいわゆる大綱化・弾力化

教育研究の充実と改善とは、すべての創造的営為がそうであるように、なによりも、それらに従事する人々の自発的・主体的な活動によって達成されるものである。今回、こうした個々の大学とそれを構成する教職員の自主的で創造的な努力を促進・助成できるようにという観点から大学設置基準が大綱化・弾力化されることは、有意義なことである。しかし、大学設置基準だけがかりに大綱化・弾力化されても、各大学が自らの責任において教育水準や教育条件の維持向上を行うことができるような財政的措置を伴っていない限り、その目的の実現が制約されることは言うまでもない。

この問題は、I との関連において十二分に検討されるべきである。

III 一般教育について

学問分野の総合化、高度化のために、学部教育における一般教育の充実是不可欠の要件である。教養課程と専門課程の分割は一般教育の理念を形骸化し、また、一般教育と専門基礎の性格を不鮮明にして形式化・画一化してきた。一方、いわゆる安易な4年一貫教育は、教育内容の縦割りによる細分化を更に進行させるおそれがあり、各学部での履修科目、履修方法の更に積極的な検討と共に、全学での一般教育内容の高度化、専門科目学問分野の総合化に対する真剣な取組みが必要である。このための各大学における学部教育組織の独自の改善に対して、国はより積極的に、制度の弾力化と財政上の配慮をすべきである。

ここで留意すべきは、学部教育における一般教育の形式化・画一化や専門教育の縦割り細分化といった問題は固定された基準にその原因のすべてがあるのではなく、むしろ、教官の学部教育全体への意識と学生の学習意欲にも問題があるということである。各大学での学部教育課程の不断の検討改善への努力と、それぞれの大学での教官の問題認識に基づく内発的な改革構想の実現に向けて、国的確な予算措置が切に望まれる。

IV 大学評価システムについて

すべての組織は、その目的を十全に達成すべき社会的責任を担っており、それらは、それぞれ固有の評価システムをもっている。しかし、営利目的をもった企業の場合でも、その量を短期で計測するか、長期で計測するかで評価内容が異なるだけでなく、製品またはサービスの質、当該企業活動の齎らすであろう社会的費用およびそれが果たした社会の福祉や芸術文化などへの貢献など、評価基準を多様化するにつれてその評価システムの正当性は多くの課題を背負うことになる。大学における教育研究の評価は、企業の場合より更に長期的展望と国家社会へのより基本的で広範な影響・効果、更に国際的な貢献等を考慮すべきことは言うまでもない。したがって、大学評価システムの確立ということについては、とくに慎重であるべきであり、当面、自己評価に徹して、各大学ごとに独自の教育研究の充実に努めることが望まれる。

V 学位授与機関について

大学以外に新たに学位授与機関を設けることが正当化されるためには、大学とは何かということについて従来とは異なった認識が確立されることが必要である。また、もしそうではなくて、それ相当の学力認定を必要とする理由があるならば、学位と区別された公的な学力認定機関の創設で十分であろう。したがって、学位授与機関の設立に当たっては更に論議を尽くし、慎重に対処されるべきである。

むすびにかえて

以上、国立大学協会としては、「はじめに」で述べた昨年の「審議概要」に対する理解から、今回は若干の事項に対する指摘にとどめ、むしろこの際、大学審議会がわが国高等教育の直面する財政

的諸問題に象徴される学部における教育研究の充実と改革に関するより根源的な諸問題について審議検討されることを念願して、I. で述べたような基本的要請を行った。

今日、国公立のいかんを問わず、学部段階の教育研究の個性豊かな充実と改革を推進するために求められているのは、大学設置基準等の検討のみでなく、何よりも財政上の充実である。大学審議会はこの点の重要性を十二分に意識されて今後の審議に備えられたい。なお、国立大学協会は、昭和61年11月12日に、第1常置委員会名で「国立大学の役割と今後の課題」を発表し、学術研究の推進、特定分野の人材養成、地域文化や地域開発への貢献、教育機会の均等化、教育研究の後継者養成および留学生受入れなどの諸側面においてそれが果たしてきた役割と今後の課題を総括しておいた。参考に供したい。

「大学審議会大学院部会における審議の概要（平成元年7月27日）」 についての意見

平成2年6月27日
国立大学協会

ま え が き

国立大学協会においては、新制大学発足直後から大学院の問題を重要課題として取り上げてきたが、昭和57年には「大学院問題特別委員会」を設置し、鋭意検討を重ねてきた。その結果についてはすでに、

「旧設大学院の改善について」（昭和60年11月）

「国立大学大学院の現状と今後の在り方」（昭和61年6月）

「国立大学大学院の現状と今後の在り方（その2）」（昭和62年6月）

の3部にまとめ発表したところである。その中では、大学院の現状と問題点を検討するとともに、

- (1) 旧設大学院の充実と、大学院未設置の大学に対する修士課程・博士課程設置の推進等の拡充整備
- (2) 設置形態の多様化
- (3) 大学院制度の弾力的運用
- (4) TA制度の確立、奨学金制度の見直し等、学生の研究・生活条件の改善
- (5) 国際交流の推進・充実

等について、要望と提言を行ってきた。

一方、昭和63年12月の大学審議会答申に基づき、平成元年9月に大学院設置基準等の改正が行われ、大学院設置形態の多様化も含め大学院制度の弾力化が図られることとなった。

大学審議会大学院部会のその後の審議に関しては、「審議の概要」が平成元年7月27日に発表されている。その改正の方向あるいは具体案については、まだ必ずしも明確に示されていない点もあ

るが、国立大学協会としては、発表された諸点について大学院問題特別委員会において討議・検討を進めてきた。今般、その結果が平成2年6月12日および13日の両日に開催された第86回国立大学協会総会に報告され、審議・検討を経た結果、同概要に示されている3項目に関する国立大学協会としての現段階における意見の概要を以下の通り取りまとめた。

「審議の概要」I 学位制度の見直しについて

学位制度を見直すことについては、十分その必要性を認めており、賛成である。人文・社会科学の分野における学位については、国立大学協会「国立大学大学院の現状と今後の在り方（その2）」（昭和62年6月）のp.9において、「依然として旧来の基準が適用され、学位授与が円滑に行われていない」ことを指摘し、「こんご、課程博士が制度の本旨に従って運用される」ことを強く求めてきたところである。ただ、この分野においても次第に改善の努力が進められつつあることをここに付言しておきたい。

学位制度を改めるものとするれば、「3. 博士の学位の見直しの具体案について」の⑤のウ項に示されている「学位規則上は単に博士とし、学位記では各大学院の判断により適切と考える専攻分野等の名称を表示することができることとする」という考え方に基本的には賛成である。ただし、学位記における専攻分野等の名称の表示が、①のC、D案に示された〇〇博士とする冠形式になる可能性もあり、①のA案に示された博士（専攻分野）とする付記形式になる可能性もあること、専攻分野の記載が細分化され、あるいは新造されるなど、多岐にわたる可能性もあることを考えれば、やはり一定のガイドラインは必要と考える。「博士」に一本化するという考え方に対し、国際性という観点から、Ph. D に対応させて、制約を廃した広義の「學術博士」に一本化すべきであるという考え方もあり、結局、大勢としてはいずれかに一本化されることが適切であるとの見解を有している。なお、⑤のオ項の「論文博士は存続させ、種類、水準等は課程博士と同一にする」ということについては、論文博士の存続は必要であるとする意見が多いが、反面、課程制度の果たすべき役割重視とその弾力的運用をはかること、および大学院の活性化をも含めた観点から、論文博士を廃止し、課程博士に統一すべきであるとする意見も一部にはあることを付記しておく。

「審議の概要」II 学位授与機関について

「審議の概要」において述べられている「学位授与機関」のような大学以外の機関の設置については、十分慎重に対処すべきであるとの見解を有している。

これはもちろん、大学以外の教育施設において組織的・体系的な教育を受けた者で、大学院修了者と同等の水準にあると認められる者に学位授与を認めないということでは決してない。かかる人達は、従来学位論文を、学位授与権を持つ既存の大学院へ提出して、学位を取得することが出来ることになっており、また、現実はこの方式が利用もされてきているので、部分的見直しを経ながらも、現行の博士の授与制度を保持していくことが適当であると考ええる。

日本の大学・大学院はこれまで社会の信頼にこたえ、それぞれの学問分野における我が国最高の

英知と学術的知見を結集して、責任ある学位授与を行ってきた。もとより、改善すべき点は少なからず残されているであろうが、我が国の学位授与機関は、このような大学・大学院による学位授与という原則を維持する方向で、検討されるべきであると考えている。

「審議の概要」Ⅲ 大学院の評価と重点的整備について

大学院にとって自己評価が重要であることについては、同感であって、「1. 一般的な評価システム」の①～⑤の考え方には大体において異論はない。しかしながら、「2. 適切な評価に基づく重点的整備」に関しては問題が多いと考えられる。とくに(2)のイ項の、「評価については公正さを確保するため、客観性をもった外部評価に基づく必要がある、これを行う第三者的な評価システムの在り方について検討する必要がある」については十分に慎重であることが必要である。客観性を保証する方法として、第三者的な評価システムの存り方について検討する必要があるとの判断が示されることは理解できる。しかし、学問分野の違い、各大学院の歴史的経緯等により、同一の基準による評価は必ずしも適当とはいえない。そのため、適用を誤れば、研究・教育、ひいては、我が国の学術の発展に弊害なしとはいえない。したがって、さらに慎重な検討を要望したい。

このような観点から、大学院における研究・教育についての努力や成果の評価に関しては、第一義的には、自己点検、自己評価から始めるべきであると考えている。

なお、評価に基づく重点的整備については、評価が公正に行われる限り、特に異論はない。しかしながら、現状では我が国の大学院の施設、設備、人員、研究費のいずれをとってみても、欧米に比し、極めて貧困な状態にあることは明らかである。このままでは、基礎研究の将来が危ぶまれるということは、多くの大学人共通の危惧の念と言ってよい。先ず、何よりもこれらの研究・教育条件をすみやかに改善することが強く望まれる。

む す び

大学院部会の発足時（昭和63年3月）に、総会から7項目の調査審議事項が部会に対して示され、また平成元年には、文部大臣から重点的審議要請もあり、部会においては、これらの事項について順次調査審議が進められると理解している。これらの審議に当たって、少なくとも、我が国の将来における学術のたゆむことない進展を維持し、国際的にもその面で我が国が一層大きな役割を果たすため、大学院の質的充実のための最も基本的要件である研究・教育に関する環境条件の抜本的改善について検討され、国立大学・大学院における財政窮乏の状態を、国家的課題として取り上げられんことを、強く要望するものである。

大学における文献複写と著作権の問題についての見解

平成2年6月12日

国立大学協会

学術情報特別委員会

近年、著作権の正当な評価とその擁護の重要性の認識が高まり、欧米諸国においては、著作権の集中処理機構が設立されて活動し始めている。これらの動きと歩調を合わせて、我が国においても文献複写に関わる著作権の集中処理機構として「複写権センター」が近く発足しようとしている。

言うまでもなく、著作権の権利は十分に尊重されるべきであり、文献複写に関する集中処理機構が我が国に設立されることは大いに望ましいことである。しかしながら、複写権センターの発足を間近に控えて、学術研究上極めて重要な地位を占める文献複写と著作権処理との関係について、関係者の間で見解が必ずしも一致していないことについては、重大な関心を払わざるを得ない。この問題については、著作権法の基本精神に遡って慎重に検討することが必要であり、また、今日では、複製機器を用いた文献複写が大学における研究・教育にとって不可欠な要素になっている実態を考えると、著作権者の権利を擁護しつつ、なおかつ、我が国の学術研究並びに教育の発展を阻害することのないような方策が強く望まれるところである。

大学において行われる文献複写は、大学図書館による文献複写サービスとそれ以外のものに大別できる。前者は、著作権法第31条によって著作権の適用除外に該当することが明確に規定されているが、文献複写サービスに関連した具体的事項で著作権法に基づく解釈が必ずしも明確でない点もあり、それらの諸点をめぐって、これまで大学図書館関係者と複写センター関係者との間で協議が重ねられてきた。その協議の中で「大学図書館間の文献複写サービス」に関する事項について複写権センター側と大学図書館側の見解に相違がある。大学図書館間の相互協力に立脚した「大学図書館ネットワーク」の構築は、我が国における今後の学術の発展に不可欠なものであり、現在、それを目指して関係者が多大の努力をしているところである。大学図書館間文献複写サービスは、正に大学図書館ネットワーク整備の根幹をなすものであり、著作権法の解釈にあたって大学図書館ネットワークの形成とその円滑な運営を阻害しないように配慮することが特に望まれる。

大学における文献複写の中で、図書館以外で行われるものについては、著作権の侵害に該当する範囲がこれまで必ずしも明確ではなかったが、複写権センターの設立への動きの中で、昭和59年に行われた改正により、第30条に「公衆の利用に供する自動複製機器による複写」は著作権の適用除外から外すと規定されたことによって、大学における文献複写で大学図書館の文献複写サービス以外はすべて著作権侵害に該当することになったという見解も学外から出されている。

一方、学術的文献の著作者であり利用者でもある大学の研究者は、非営利的な研究・教育機関に

属する研究者がその研究のために学術的文献の複写を行う場合には、複写行為が図書館職員によって行われるか、研究者自身ないしはその依頼を受けたものによって行われるかを問わず、著作物の公正使用の範囲にあり、著作権の侵害には該当しないと考えてきた。とりわけて、著作者として元来著作料を全く期待していない学術的文献に関しては、そのような観念が広く定着している。

我が国の著作権法では「非営利的研究のための複写」を明確な形では取り上げていないが、著作権法第30条で著作権の適用を除外している「個人的使用」には、大学の研究者による研究のための複写をも含んでいると思われ、同様な精神が我が国の著作権法にも生きていると理解してきたのである。このことに関しては欧米の大学の研究者も同様な見解をもっており、米国等の著作権法では、非営利的研究機関の研究者による文献複写が著作権の除外に該当することが明文化されている。非営利的研究のための複写は著作物の公正使用の範囲内にあるとする解釈は、国際的にも確立されているものと言えよう。

さらに、学校その他の教育機関において教育を担当する者がその授業のために使用することを目的とする場合には、必要と認められる範囲内において複製が許容されるべきであろう。ただし、この場合にも当該著作物の種類、用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の権利を不当に侵害することにならないように配慮しなければならない。大学の授業は多様であり、どのような場合にこの要件に該当するかは必ずしも明確ではなく、今後検討を要するところであろう。

冒頭に述べたように、著作者の権利は十分に尊重されるべきであるが、大学の教育・研究において極めて重要な要素になっている学術的文献の複写を基本的に著作権の侵害に該当するとみなすことは、我が国の学術の発展の障害になるばかりでなく、著作物の公正使用についての国際的慣習にも反することに留意すべきである。先にも述べたように、非常利的な研究・教育機関における文献複写は原則として著作物の公正使用の範囲内にあり、著作権の適用除外に該当することが著作権法に明記されているような世界の趨勢の中で、複写権センターの発足を間近に控えて、著作権法の基本精神に遡って学術研究と文献複写との関係を考慮することなく、専ら実務的観点から大学における文献複写に関わる著作権料徴収が議論される傾向があることには深い憂慮の念を覚えるものである。

大学における文献複写の中には、明らかに公正使用に該当しない部分もあるので、図書館による文献複写サービス以外のものをすべて著作権侵害とする見解を受け入れて、複写権センターと大学が「文献複写に関する包括契約」を結んだ方が問題の処理が簡単であるという見解もありえよう。しかしながら、知的所有権や著作権の問題は、国際的視野に立って処理することが要請される性格の問題であり、また、学術研究推進の要請と著作者の権利保護の接点に関する国としての認識の根幹に関わる問題でもある。著作物の公正使用とは何かという根本問題に遡って大学における学術文献複写の今後の取扱いを慎重に検討することを関係各方面に強く要望するものである。

そ の 他

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
宮城教育大学	菅野 正	伊藤 光威
鹿屋体育大学	早川芳太郎	今村 武俊

国立大学協会の組織 (昭和25.7.13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (会長・副会長を含む理事21名, 各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会 (大学の組織・制度 研究・教育体制)
 - 第2 " (学科課程・入学試験等)
 - 第3 " (学生の厚生補導)
 - 第4 " (教職員の待遇改善)
 - 第5 " (大学間の協力)
 - 第6 " (大学財政・学費)
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 学術情報特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
 - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会

編集後記

- * この夏、日本列島は記録的な猛暑に見舞われ、ここ東京では、水がめがみるみる細って、一時水不足が心配されましたが、恵みの台風の通過によってあやういところで危機を逃れました。それにしても、残暑の余熱いまだ冷めやらず、今夏は特別の感があります。
- * 本号は、6月の定例総会関係等の記事を掲載しましたが、その総会では、大学審議会の大学教育部会及び大学院部会の二つの部会の審議概要報告に対する本協会としての意見の取りまとめなど、大学審議会への対応のほか、引続き、当面の重要課題である、国立大学の研究教育条件の抜本的改善方策について真剣な討議が行われました。

激動する時代の流れの中にあって、今、国立大学も大きな試練の時を迎えていることをひしひしと感じざるを得ません。
- * 今回の「巻頭エッセー」には、太田名古屋工業大学長の“シルクロード——研究支援の道”を掲載することができました。ご多忙のところご執筆下さった先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。
- * 夏休みも終り、早くも秋学期を迎える候となりました。各位のご健祥を切にお祈りいたします。(H)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成2年8月30日 印刷
平成2年8月31日 発行 (非売品)

会 報 第129号

(第40巻第3号 通巻第129号)

編集兼 平 間 巖
発行者

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)
東京都文京区本郷7丁目3番1号
電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)
03 (813) 0647

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社